

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案(内閣提出第五八号)

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案(内閣提出第五九号)

独立行政法人メディア教育開発センター法案(内閣提出第六〇号)

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六一号)

○古屋委員長 これより会議を開きます。内閣提出、国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

各案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官福井良次君、文部科学省大臣官房総括審議官玉井日出夫君及び高等教育局長遠藤純一郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出があるので、順次これを許します。山口壯君。

○山口(壯)委員 おはようございます。山口壯です。

先日の三日の本会議で、国立大学法人法案、いいろいろ議論させていただいたわけですけれども、きょうは、前回もそうでしたけれども、大臣と、役人を交えずにきちっとした議論がしたいと思いましたので、政府参考人の登録なしでお願いさせていただきました。私は重箱をつつくような質問は一切しませんから、この法案を出された大臣として当然お答えいただきたい事柄、そういうことについてのみお聞きですから、よろしくお願ひします。また、きょうは第一回目ですから、いろいろとこれから続いていく質問の中ではお聞きしたいこと、そういうことも含めて、長丁場の議論のまず第一歩をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

今回の法案が国家百年の計を誤りかねない悪法であると私は本会議で申し上げました。そして、いろいろなポイントがありますけれども、特に、中期目標あるいは評価、そしてそれが予算配分に直結されるというシステム、そのことにより憲法二十三条の学問の自由あるいは大学の自治が侵されかねない、そういうようなポイントも言わせていただきました。そして、評価については実際問題難しい話があるはずだと。

それから、産学連携、非常に大事なことで、私もここで何度か聞かせていただきました。そして、日本が今後なり立っていくには、やはり知識の世界で、すぐれた人材、すぐれた研究、そして社会への貢献をしてくるような、そういう機能をしっかりと持った大学とするべく、國も、それから設置者も、学校自身も、教育に携わる教員の方々、みんなが一緒になってやっていかないといけない大事なときであると思います。

今回の国立大学法人法案は、高い理想といいまして、そのことについて文部科学省のしりもたたかれていたいたつもりです。他方、バランスといふものがありますから、もうかる研究のみに重点が当たり過ぎないように、そういうことを我々は考えていかなければいけないです。

法律というのは立法者の意図を超えて動きかねないものです。したがって、我々がどう考えるかということであると同時に、二十年後、三十年後、四十年後に、この法案が法律となつた場合に、どういう影響があり得るかということも、我々はすべての可能性を考慮して議論しなきゃいけないと思うのですから、そういう観点からい

ろいろときょうは聞かせていただきます。

最初に、この法案が提出された、いろいろな縛はあるでしょう。でも、私は本会議でも言わせていただいたとおり、限られた予算の中で国立大学の教員の人たちは頑張っておられるという現実もまたあるわけですね。こうした場合に、その教員の人たちからしてみれば、おれたちはこれだけ限られた予算の中で頑張っているじゃないか、一体何が不満なんだという気持ちも多分持つておられるんじゃないかなという気もします。

したがって、この法案を考えていく場合に、遠山敦子大臣として、大臣になられてその間にこの法案ができたわけですから、今の国立大学の制度のどこに問題点があるて、どういう不満を感じておられるのか、まずこの辺を、哲学的な話を遠山敦子文部科学大臣にお伺いします。

○遠山国務大臣 きょうから国立大学法人法案、御審議をいただくわけでございますが、私は、これは絶対に悪法ではないと思っております。

といいますのは、二十一世紀の初めに当たって、日本が今後なり立っていくには、やはり知識の世界で、すぐれた人材、すぐれた研究、そして社会への貢献をしてくるような、そういう機能を

しっかりと持った大学とするべく、國も、それから設置者も、学校自身も、教育に携わる教員の方々、みんなが一緒になってやっていかないといけない大事なときであると思います。

○山口(壯)委員 大学人みずからがそれぞいいろ問題点を抱えていることも議論されているところです。それは、大学人みずからが一つの大きな目的であるということをおっしゃいました。しかし、この法案はむしろ逆ですよ。

この法案の目的が、今の制約を打破していくためだ、束縛から解放していくためだ、こういうことが一つの大きな目的であるということをおっしゃいました。しかし、この法案はむしろ逆ですよ。

この法案の目的が、今の制約を打破していくためだ、束縛から解放するんじゃない。さらに束縛を強めようとしていることになっていますね。それは、

文部科学省の意図がどうあれ、この法案をきっかけで読めばそういうふうになってしまっている。

例えば、最終報告というものですか、私もこれは今は一字一句残らず読ませていただいた。そして、中期目標とか評価とか、これについては独立行政法人通則法が準用されることになつていま

それには、行政組織の一部としての現在の国立大学という設置形態では十分ではない。今日の状況では、行政組織の一つであるがゆえに、人事上、予算上等々のさまざまな制約を受けざるを得ないわけでございます。それでは本当の意味の大学の活性化というものにつながらないということで、国立大学法人という新たな設置形態にする

ことによって、さまざまな束縛から大学を解放して、むしろ自律的に、そしてより主体的に積極的に大学の機能というものを発揮してもらいたい

ことによって、さまざま束縛から大学を解放して、むしろ自律的に、そしてより主体的に積極的に大学の機能というものを発揮してもらいたい

に年度計画というのがある。今回のものは別に六年ごとに評価がされるわけじゃないわけですね。年度ごとにこの評価の大変な作業が、束縛される。のような形で大学に乗っかってくるわけです。それに研究の時間が費やされてしまつて、文部科学省に書類をつくるためだけ時間の大半を費やされかねないというようなこともあるわけですね。

そういう意味では、三十一条、読んでみましょう、これは文部科学省が関係しておられる書類ですから、当然大臣もよく読んでおられると思いますけれども、これは特に大きなポイントだ。「独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。」毎年こういう年度計画を出して、さらに三十二条、これは年度ごとの評価なんです。「各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。」これが独立行政法人通則法の定めるところです。そして今回もこれによるわけですね。

そうした場合に、束縛を解放するどころか、大いに束縛が強化される。学問の自由、憲法二十三条で定められていますね、「学問の自由は、これを保障する。」と。そこから大学の自治というものも出てくると思いますが、文部科学大臣、どうでお認めになられるか。

○遠山国務大臣 法文を表面的に読みますと、そういうふうにとられる可能性があるかもしれません。ただ、今回の法案で新たな出発をしようとした。国立大学法人といいますものは、これまでの行政組織の一環としての大学ではなくて、法人格を持つということによって自律性、自主性を高めるという基本は変わらないわけでございます。

これまでの、例えば、毎年度の予算要求なり、新しい組織をつくりしていく、あるいは改變する場合に、一々の講座なり研究施設なり、小さいもの

についても、これは国の行政組織でありますから、実際に細々とした予算要求なりあるいは説明などに書類をつくるためだけ時間の大半を費やされかねないというようなことがあるわけですね。

そういう意味では、三十一条、読んでみましょう、これは文部科学省が関係しておられる書類ですかね、当然大臣もよく読んでおられると思いますけれども、これは特に大きなポイントだ。「独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。」毎年こういう年度計画を出して、さらに三十二条、これは年度ごとの評価なんです。「各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。」これが独立行政法人通則法の定めるところです。そして今回もこれによるわけですね。

法文の中にはこれまでのことが書かれておりませんので、その対比の上でいかに自律性を確保できるかということはわからないのかもしれませんけれども、現実においては、それは、これから的人事あるいは予算、あるいは組織、運営等のさまざまな面において、それぞれの大学のイニシアチブなり自主性が極めて強く發揮されるようになっているわけでございます。

特に、独立行政法人の大きな枠組みの中で国立大学法人のあり方を考えるというのが平成十一年の閣議決定であったわけでございますが、その際にも出てくると思いますが、文部科学大臣、どうぞお認めになられるか。

○遠山国務大臣 法文を表面的に読みますと、そういうふうにとられる可能性があるかもしれません。ただ、今回の法案で新たな出発をしようとした。国立大学法人といいますものは、これまでの行政組織の一環としての大学ではなくて、法人格を持つということによって自律性、自主性を高めるという基本は変わらないわけでございます。

そういうこと、大きな枠組みとして独立行政法人の枠内である、そのことのバランスをとつて、私どもとしては、最大限国立大学の自主性を

認めながら、しかも、国費を出すことに伴う関与というものは若干要るわけでございますから、そりといったものが必要であつたわけでござります。しかし、これからは、大きな中期目標を立て、そして中期計画を立てていく。

○山口(壯)委員 今言つておられることと、それから今回の法案が実質上果たそつとする機能との間に何がござります。

○遠山国務大臣 今言つておられることと、それから今回の法案が実質上果たそつとする機能との間に何がござります。

○山口(壯)委員 今言つておられることと、それから今回の法案が実質上果たそつとする機能との間に何がござります。

○遠山国務大臣 認めながら、しかも、国費を出すことに伴う関与というものは若干要るわけでございますから、そりといったものが必要であつたわけでござります。しかし、これからは、大きな中期目標を立て、そして中期計画を立てていく。

○山口(壯)委員 今言つておられることと、それから今回の法案が実質上果たそつとする機能との間に何がござります。

○遠山国務大臣 今言つておられることと、それから今回の法案が実質上果たそつとする機能との間に何がござります。

○遠山国務大臣 配慮するというのは、あらかじめ各大学が自主的に作成をした中期目標の原案の趣旨あるいは内容を十分に踏まえて、可能な限りそれが中期目標に反映されるべきことを示したものでございまして、私は適正な法文上の用語であると考えます。

○山口(壯)委員 答えになつていないです。尊重されることは、必ずしも同じことを思つておられるたくさんの方々も同じことを思つておられると思う。法案をよく読めばそのことがわかるわけです。もしもわからない方がおられるなら、読んでいないんでしょう。現実に、さつきおっしゃつたけれども、例えば最初は大学が自主的に作成するというふうになつていただわけですね。それがいつの間にか文部科学省が定めるになつてしまつて、先般、十四年の三月に出されました調査検討会議の報告書の中におきましても、中期目標、中期計画の作成手続については、文部科学大臣としては、あらかじめ各大学が原案を提出するとともに、この原案を十分に尊重する、また、大学の教育研究等の特性に配慮して定める。そして、そうした基本的なスキームというものを担保するために、「例えば」ということで挙げられております中に「文部科学大臣に対する大学の意見への配慮義務」というものが書かれているわけでございます。配慮をするということは、尊重をし、そしてそれを実質化するための一つの具体的なスタンスというものを担保する、そのための用語であるわけでございまして、まさに、ここで書かれているところの「大学の意見への配慮」というのは、そういう意味を持っているわけでございま

組織になられたのかもしれないけれども、これは組織の権限強化という大きなたぐみが透け透けに見えてしまっている。

そういう意味では、そもそも、大学が定めることが定めていたものを文部科学省が定めるということ 자체がおかしいし、それから、中期目標という独立行政法人通則法に載っているものを、学問の自由あるいは大学の自治、憲法で定められたこの事柄についても当てはめるのは極めておかしいと思うわけです。

そして、そもそも問題をもうちょっとお聞きしたいと思う。

本会議で、欧米の諸国でも法人というものが大体認められているというようなことをおっしゃっていましたね。そこから聞きました。法人といふものが欧米の諸国では大体どの国でも認められているんでしょうか。

○遠山國務大臣 欧米の諸国では、大学は法人格を持つているというようなことをおっしゃっています。

○山口(壯)委員 少し詳しく申し上げますと……(山口(壯)委員「申しわけない、大臣、それで結構です」と呼ぶ)それだけでいいんですか。

○山口(壯)委員 そうですね。欧米の諸国では大体法人格が認められている。それはそれでいいとしましょう。

では、欧米の諸国で中期目標を定めることになつて、いる国はどこかありますか。

○遠山國務大臣 各国の大学制度といいますのは、それぞれの発展の経緯がありますし、それぞれの国に対する政府ないし公的なもののかわり方というものは必ずしも同じではないわけですね。フランスでしたらほとんどが国立大学、その大学におけるさまざまことを国が責任を持つて決め、あるいは予算措置もするというようなこと等、さまざまあるわけでございます。したがいまして、一概に比較することは適当でないわけでもありますけれども、各國ともに、国の政策と大学の自主性との整合性を図るためにさまざま工夫をしているわけでございます。

例えば、アメリカの州立大学のように、州知事が直接理事を任命して、その理事会が大学の管理運営の最終的な権限を行なう方式もありましたし、フランスの国立大学のように、国との契約において教育内容とか施設整備の計画を立てて、その契約に基づいて運営を行う方式といったような、さまざまな仕組みがあるわけでござります。

日本の場合には、独立行政法人でいかあるいは民営化という中で、独立行政法人の一つの大きな枠組みの中ではあるわけでござりますけれども、私どもとしては、大学における大学の自由なり学問の自由なり、あるいは教育研究という、単純率ではいかれないような重要な機能を果たすに効率ではいかないよな重要な機能を果たす大學の使命にのつとて、国立大学法人という新たなコンセプトをつくったわけでございます。

その意味におきまして、国立大学法人という設置形態をつくることによって、むしろ法人による大學の運営そのものが自主性、自律性を發揮できるようにということできまざまな工夫をしたわけでございますが、国の予算措置というものを得る以上は、各大學が中期的な目標なり計画なりといふものの原案をつくって、それを了解することによって資金も確保しながら独自性を發揮してもらおう。

私はもとしましては、例の調査検討会議の出された方向性をしっかりと踏まえた上で、そもそもの、もちろん憲法の枠内ではございますから、学問の自由なり大学の自主性といふものを前提とした上での制度設計にしているということを御理解いただきたいと思います。

○山口(壯)委員 どこかほかの国で中期目標を定めている国はありますか。

○遠山國務大臣 目標とか計画の定め方はさまざまであるとは思いますが、それぞれのところを明確にし、そして実施をし、評価をしていく、そのシステムそのものは、それぞれの国で、形態は違うかもしれないけれども、やっていけることは確かでございます。

○山口(壯)委員 それぞのところで定める例はもちろんであります。それぞれの大学が定めているかも知れない。しかし、国が、文部科学大臣という国の一つの機関が定めている中期目標の制度というのは欧米の諸国にありますか。

○遠山國務大臣 それぞれの国における大学の歴史なり国のかかわり方ということにおきまして、その目標を定め、あるいはそれを評価していくという点では、それぞれの国が工夫をしているわけでございます。

○山口(壯)委員 答えが全然出てこないです。ができないです。国会は国権の最高機関だということを私は何度もここで言つてます。きちっとした議論がなされないと、行政に対するチェックも何もなされるはずがない。

文部科学大臣、もう一度お聞きします。欧米諸国に国が大学の中期目標を定めている例は一つでありますか。

○遠山國務大臣 これは、日本におきましてこれがございますが、私どもとしては、国立大学についてのその独自の性格にかんがみて、国立大学法人といふことで今回法案を出させていただいているわけでございます。しかし、それに国費を投入するという角度から、目標を定め、計画をというその一連の仕組みは、単純に各国と比較するということはかえって危ないと思います。

○山口(壯)委員 ほかの国にはないわけですね。

それを今確認された。そして今、独立行政法人にいくか、民営化か、そういう文脈の中でこの話が出てきたということも図らずも申された。要するに、これは、大学改革という話なのか、行財政改革の一環としての話なのか、こういう観点からくると、今の大臣の答えの中には、行財政改革の中での独立行政法人化の中ではしようがないからこそいう格好にしたんだ、こういう答弁ですね。

私は文部科学大臣に何度も申し上げている。役人じやないんです。もう役人じやないんですから、バランス感覚をとつてという言葉も出てきたけれども、それは役人の世界の話ですよ。あなたは今、文部科学省あるいは教育研究あるいは科学技術というものを率いておられるのですから、そ

そいつた全体的なことをトータルに比較ないと、単純に、委員の申される、国が、大臣がやつたかどうかという単純な議論に帰すべきものではありません。

○山口(壯)委員 ちょっと待った。単純に議論をされているんじゃないですよ。歴史的な観点から、さらには制度の比較の観点から言つてるのであります。さて、今の答弁は極めて問題ですよ。ここで私はあなたの極めて問題な答弁を何度も聞いてきた。今のも極めておかしい。仮にも大臣にならない限りは制度の比較の観点から言つての問題です。

○古屋委員長 御静聴をお願いします。

○遠山國務大臣 それぞれの国において発達段階が違ってきた大学についての設置形態の論議でございます。それを、他国にそういうものがあるかどうかというだけで論ずるというのはどうかなと思います。日本は制度について、しかもトータルに、現在の状況からこれからの状況にどのように変わつて、どのようなメリットがあるかといふことを十分に、これから説明させていただきたく思います。あなたが極めて問題な答弁を何度も聞いてきた。今のも極めておかしい。

○山口(壯)委員 ほかの国にはないわけですね。それを今確認された。そして今、独立行政法人にいくか、民営化か、そういう文脈の中でこの話が出てきたということも図らずも申された。要するに、これは、大学改革という話なのか、行財政改革の一環としての話なのか、こういう観点からくると、今の大臣の答えの中には、行財政改革の中での独立行政法人化の中ではしようがないからこそいう格好にしたんだ、こういう答弁ですね。

私は文部科学大臣に何度も申し上げている。役人じやないんです。もう役人じやないんですから、バランス感覚をとつてという言葉も出てきたけれども、それは役人の世界の話ですよ。あなたは今、文部科学省あるいは教育研究あるいは科学技術というものを率いておられるのですから、そ

ういう意味では、たとえ独立行政法人化の流れが出てきたとしても、憲法二十三条に定める学問の自由あるいは大学の自治、これをもしも侵しかねないことになりそうであれば、体を張ってそれをとめるというのがあなたの使命なんです。その使命を忘れて、一役人の時代のことくに話をされるから、私は一生懸命そのことを指摘させていただいているのです。

もしもこのことを自民党の人が気がつかないのであれば、そのこと自身も大きな焦慮の念を禁じ得ない。この法案を本当に政権の中できちっとしたチェックがされているのかどうか、私は極めて疑問に感じます。そういう意味ではチェックの仕方が足りないのかもしれない。長い時間やればいいというものでもない。ポイントがずれているのであれば、やらなかつたと一緒の結果になりかねないわけです。そういう意味で、今文部科学大臣が、バランスをとつて、そういう話じゃないはずなんです。こうした方がいいかどうかという観点から話を進めるべきなんです。

そして今、イギリスとかドイツとかフランスの教授たちがこの動きに気がついて、いろいろ意見を求められたときに、彼らの一様の反応というのが、クレージーだという言葉も出ているらしい。今文部科学大臣はイギリスではそちの方がきついはずだとおっしゃつたけれども、余りいいかげんな答弁はされない方がいいと思います。

そういう意味で、この法案の目指しているところ、この法案が今法文の形では行き着いてしまったところとの間には、大臣の言葉どおりの話にはならないのです。そのことをこの委員会では議論しなければいけないということで、私は順次大きなポイントについて話をしているわけです。單純にとか表面的に見るとか、そういう言葉は一切言わいでいただきたい。

○遠山国務大臣

日本の国立大学の歴史の中で、非常にすぐれた成績

を上げてきた面もありますけれども、必ずしも国民の期待にこたえていない面もあるわけでござります。そういったことをそのままにしておいては日本の将来はない、日本の大学はない、大学はないと言うと言葉が単純過ぎますけれども、大学が十分な機能を発揮し得ない。そのような角度から法案を出してしまして、より活性化した、よりすぐれた教育研究をしてもらうために、さまざまな束縛を排して、より自主的な意思決定なりあるいは社会との連携をとっていくなりということをねらつているわけでございます。

これは、与党の中におきましても、再三にわたり非常に厳密なすべき議論がなされたわけですがございまして、その議論の過程で今委員がおっしゃつたようなことも多分話題に出たと思いますが、そうしたいわば全体の法案が、この全体が目指しているところを考えれば、今のような、私は一種の決めつけ方だと思いませんけれども、そのようなおっしゃり方というのは、私は納得できないわけでございます。

大学の自由を守り、あるいは大学の自由といいますよりは学問の自由を守り、よりすぐれた大学になつてもらいたいという信念は、私は委員といささかも違ひがないというふうに考えております。そのことをきちんと達成するために今回の法案を出しているわけでございまして、議論そのものがそういう形で積極的な方向に收れんされていくことを期待するところでございます。

そして、少なくとも、財政改革の観点からといふお話でございますが、そうではございませんで、平成十一年四月の閣議決定を踏まえて、大学の教育研究の活性を図るという、まさに大学改革という観点から、今回の法案はさまざま英知を結集してつくり上げたところでございます。

○山口(壯)委員

今おっしゃっていることと本会議で申されたこととの間には大きな隔たりがあるかもしれませんけれども、目的そのものは委員がおっしゃったような中身ではございませんで、本会議で申し上げましたのは、その意味で申し上げているわけでございます。

取り組みも進めているところでございまして、結果として役員数の総数抑制も図られるものと理解いたしております。」と。今回、中期目標、中期計画、評価、それによって、例えば東京大学、京都

大学、大きいところは生き残るでしょう。しかし、地方の小さな大学、これを、あなたは國らずも自分の口から、今回のシステムを通して統廃合を進むでしよう。

今まで教授会があつたからできなかつた、教授会の文言はもうこの法案の中には出てこない、そういう中で進めていく、この気持ちが出てているからこそ言つているんです。大学を守る云々といふよりも、大学をよくするというよりも、あなたの頭の中には、文部科学省がくだらぬ大学は削らなければいけないという気持ちが見えてしまつているんです。

今まででは教授会があつたからできなかつた、授会の文言はもうこの法案の中には出てこない、そういう中で進めていく、この気持ちが出ているからこそ言つているんです。大学を守る云々といふよりも、大学をよくするというよりも、あなたの頭の中には、文部科学省がくだらぬ大学は削らなければいけないという気持ちが見えてしまつているんです。

○遠山国務大臣

そういうことで全くありません。

○藤村委員

民主党的藤村修でございます。

このたび審査にかかるとおり、明治そして戦後の新制国立大学、それに次ぐ三つ目の大きな波で、まさに国家百年の計を方向づけようという意味では、六つ一括審査はなかなか難しいので、私はきょうは、国立大学法人法案、この主たる法案のみ、なつかつ、さらに、これもまた読み出したり考え出したりしますと大変膨大な中身がありますので、ほんの一つの切り口をもつて質問をしたい。つまり、人、物、金、情報とよく言われますが、その金というところに一つ切り口をもつて、以下、短い時間ですので、割にとんとんと答えていっていただきながら、問題点を明らかにしたいと思います。

これは法人化の話と同時並行にやっているわけですが、それは行財政の効率化ないし簡素化という角度ではなくて、それぞれの大学が本当にその機能を発揮していくために、再編統合してより強力な形でその使命を果たしてもらうため進めているところでございます。それが結果的に、スケールメリットということで、重複するような管理体制とかそういうものが簡素化されるかもしれませんけれども、目的そのものは委員がおっしゃったような中身ではございませんで、本会議で申し上げましたのは、その意味で申し上げているわけでございます。

しかし、その前に、一番のそもそも論はやはり一回はやっておかないといけない。

明治の旧帝国大学ができると、それから大正に大學などができて、私立大学なども入った大学と大きな、これは現在につながる新制の国立大学制度が、国立学校設置法などとともにできた。

明治の旧帝大の当初の帝国大学令などというのがありまして、ここに、「大学ハ國家ノ須要ニ応目的トス」と、大學とは何かみたいな、非常に難しい言葉であります、書いてある。次に、これは若干、私立大学などができるとき、大学令、大正七年に一部書きかえられましたが、基本的には同じようなことがあります。それから、その後においては、戦後、実はもう学校教育法において、「大学」ということで、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を開発することを目的とする。」書いてある前半三分の二ぐらいまでは過去ずっと大体同じことを書いてありますから、そうなんだと思います。今回も、それが当然ベースにある。

しかし、私は、この際ここではつきりしていただきたいたのが、大学には大きく言えば私立大学と国立大学があります。国立大学というのは、国費が私学助成とはけた違いにそれぞれに投入されていいる。であるからには、これは、国民の側、税金を払う側からすれば、その税金の使い道という考え方からすれば、数百の私学に私学助成を出すけた違の額を百以卜の国立大学に出すわけですか

ら、いわば、まさに國として出すその理由というか、そういうものが当然必要なわけであります。

つまり、大学全般的にどうだということよりは、このたび、特にこの国立大学を法人化すると

いうときにおいて、國として、国立大学というの

は一体何なのか、何を目的として、あるいは國として何を期待するのか、そのことが実はどこにも

書いていないんですね。今回、法律の目的は、その法人をつくり、大学を設置すると書いてあるだけです。

では、そもそも国立大学というのは、日本の今後の高等教育の中で、國がどのように位置づけ、

国立大学に対してもどのような期待をし、どのように

なビジョンを持ってなされるものか、このことを

先にお尋ねしたいと思います。

○遠山國務大臣 大学は、國公私立とともに、すぐ

しゃいましたように、長い發展の歴史を持ち、しかも、日本の大学の中では比率としてそれほど大きないわけですが、この果たす役割と

いいますものは、國にとって、國民にとって、あるいは世界の知のレベルアップにとって非常に重要な役割を果たしてきておりますし、また今後も

そうであるべきだと私は考えております。

一つには、學術研究におけるすぐれた成果を上げていく。そして、それに負けず劣らず大事なこ

とは、すぐれた人材を養成していく。それは研究者のみならず、社会の重要な場面で活躍し得る人

材を形成していくこと。そして同時に、国立大学は全国に展開をいたしておりますので、全国的に

均衡のとれた配置によりまして、地域の教育、文化

あるいは産業の基盤を支えて、学生が経済状況に左右されないで進学できる機会を提供すること

と、あるいは地域の産業界と連携をして社会貢献に尽くしていくことなどの非常に大事な使命があ

ると思ひます。

こういったものは新たな法人、国立大学法人になつても変わらない役割だと思いますし、むしろ、法人化によってそうちした機能をさらに強化し

ていく、さらに発展させていくというのがねらいであるというふうに考えております。

○藤村委員 今の話は、一般の大学も通用するん

じゃないですか。私立大学も全国津々浦々にある

し、それぞれの目的は先ほどの学教法に定められ

てもらうということに国立大学の意義、役割がある

というふうに考えております。

ただですが、国立大学として存在してきたわ

たことですから。では、特に国立大学にこれだけ

の国費を投じて、国立大学として存在してきたわ

たことですか。つまり、私立大学

といふのは何かないんですか。つまり、私立大学

<p

くて、いろいろな面で、これは法律を詳しく見れば見るほど、ああ、なるほど、ここまで縛りをかけている、ここで縛りをかけている。今までよりはましになることは明らかですよ、分離し、法人化するんですから。しかし、それをできるだけ少なくしよう、少なくしようという意識もどうも見え隠れするものですから、それを一つ一つやはり解いていかないといけない、そんなふうに私は考えております。

国の一機関としてのきょうまでの国立大学から、今度は一つの国立大学法人が一つの大学の設置者となることによって、国との関係、特にこれは国側に聞くわけですから、決定的に大きく変わるもの、それからほとんど変わらない点、ちょっと整理して教えてください。

○河村副大臣 今藤委員が、大きく違つ面をむろそちらから御指摘をいたいたいような気もいたしますけれども、これまでの国立大学、もちろん、大学でありますから制度上の特例措置的なものもあったわけで、一般の行政組織とは違う部分もありましたが、御指摘のように、基本的にはやはり國の行政組織、文部科学省の内部組織にあつたということですね。したがって、予算、組織、人事、あらゆる面で國の規制を受けておつたし、日常的に文部科学大臣の広範な指揮監督のもとに置かれる、こういう関係にあつたわけあります。

それで、この法人化ということになって、國と國立大学の関係を大きく見直す、その基本的な考え方の中に、第一点は、六年間の中期目標期間において、國の日常的な関与とか諸規制を大幅に緩和し、撤廃する、そして各大学の運営上の裁量を最大限拡大していくことがまず一つある。

第二点には、しかし、法人化後も國が財政責任を負うというのが基本的な概念にありますから、これは國が関与しなきやならぬ部分として、中期目標、中期計画という六年間のまず入り口のところ、この部分、ということは、入り口が目標があり、

そして出口のところの業績評価、これにおいて制度上限定していこう、國のいわゆる税金を使う大學であるという観点から、そこがあるわけであります。

そして、このような国立大学への関与を限定しながらも、国立大学の自律性を高めるものであります。一方では、国立大学法人は、国立大学の教育研究の実施という國の事務事業を担う部分があるわけであります。そういう観点から、引き続

き、国立大学そのものの開設、どこにどういうふうな、地域的なバランスを持つとか、位置の問題とか、こういうようなことを國が法律をもってきちんと責任を持って定めること。

さらにもう一点は、先ほどから御指摘のよう

な、必要な財源措置を責任を持ってやるということとでありますから、その部分に対する、国立大学の教育研究に対する國の責任を今後とも果たすと

いう点において、これまで担ってきた國の役割を、そこでちっと責任を果たしていくこと。まず、開設等々に責任を持つこと、財政に責任を持たず、開設等々に責任を持つこと、財政に責任を持たず、開設等々に責任を持つこと、財政に責任を持つこと、そのことは、これまで、これからも國が責任を持ってやっていく。

こういう点において、大きく変わる部分と、限定期的に國が持たなきやいけない部分、きちっと國が責任を持つ部分というふうに変わっていくと考えております。

○藤村委員 ですから、私、きょうは財政的にもしませんといつたら私立大学ですかね。そういうことだと思うんです。

それで、我々は基本的に、その関与は、特に教育とか研究という分野の大学の自治に属する部分というのはほとんど関与すべきでないというものが基本的な発想であります。しかし、国費を投入するからにはそれなりの関与が必要だというのも一つの理屈でありますから、そこでのせめぎ合いだと私は思います。

そこで、特にお金の面でいいますと、國が、きょうまで國立学校特別会計というところに対しても、これは國立大学だけで全体でいりますと二兆三千億円ぐらいかと思うんですね、まさに國立大学のすべての収入の全体像は。そのうちのおおむね一兆円ぐらいは、この年度の國からの一般会計で補てんをするわけです。つまり、二兆三千億の一兆といえば、半分よりはちょっと少ないかもしれません、そのぐらいの比率で國がまさに財政で補てんをするわけです。これがやはり大きな責任を持つているわけですね。これがやはり大きいわけです。私学は全然そうはいかないで、おむね自前でやるわけですね。これが、その比率

でもって、いわば支配する部分もそれに見合っているか、いや、大変重要なところを、むしろ無用な支配をしているとしているのか、ここが議論だと私は思うんですね。

だから、これをただしていいかないと私は思っています。

○藤村委員 国立大学の半分近くが大学の附属病院を持っています、医学部あります。そこで、大学附属病院を持つ一つの国立大学を具体的なモデルとして考えるときに、今度は大学側にとっては、今まで大学というのは國の文科省の一機関です。

○玉井政府参考人 今御指摘のとおりでございま

す。

従来から、一般会計からの繰り入れの中に、まさにこういうお金も含まれているわけでございますけれども、今度は、こういう法人化のつとつで、基本的に、それぞれの国立大学法人が何が必要なことか何が主になるとか、それをよく考えさせていただいた上で、まさにこの法人にふさわしい形としての必要な財源措置を図っていく、こういふことになろうかと思っております。

○藤村委員 この問い合わせ副大臣から答えるべきだったのかもしれません、それが基本だというお答えの中で、今具体的に出てきた言葉が運営費交付金であります。

○藤村委員 この問い合わせは副大臣から答えるべきだったのかもしれません、それが基本だというお答えの中で、今具体的に出てきた言葉が運営費交付金であります。

○玉井政府参考人 御説明を申し上げます。

今回の法人化によりまして、国立大学法人に対する財政措置、これは國が責任を持ってきちんと措置をするわけでございますが、その中身としては、これは事業費に對しては運営費交付金とか施設費補助金であります。しかし、今度はそれに見合う支出をしていくわけですが、支出の項目の主たる部分、これをちょっと整理して言つてください。

○玉井政府参考人 主な収入項目、これは大学附属病院を有する場合でございますけれども、そういたしますと、大学附属病院におきます患者診療収入、それから、これはほかの大学も同じでござりますけれども、授業料及び入学検定料等の学生納付金収入、それに学校財産賃貸料などの自己収入があるわけでございます。それに、今度、公の金として、運営交付金そして施設費補助金の収入が見込まれるわけでございます。

それ以外にも、現在の国立学校特別会計の中に、もございませんけれども、受託研究だとかあるいは奨学寄附金という外部資金がございます。これは、一たん国の歳入に入るということございまして、そういう意味で、国立学校特別会計の歳出歳入の中に入っているわけでございますけれども、今度は国の予算ということではなくて、各国立大学法人におきます外部資金収入という、別途それぞれの大学法人ごとの、予算とはまた別の収入ということが出てくるわけでございます。これが主な収入でございます。

それから、支出の方も少し主なところで申し上げますと、主な支出項目でございますけれども、これは教職員に係る人件費が当然あるわけでございますが、そのほか、教育経費、研究経費、それから病院を持つておりますので診療経費、さらには、例えば保健管理センターの事業費といった教育研究支援経費、さらに施設整備費、こういうものが見込まれるわけでございまして、また逆に支出の面でも、先ほど、収入のところでは予算とは別に、国のもとはまた別に外部資金、こう申し上げましたが、それと見合った形で、今度は支出の面でも、外部資金などを財源としながら受託研究費等のそういう関連支出というものが主なものになつてくるわけでございます。

○藤村委員 今までの例から類推するに、私は、運営費交付金というのが大学の収入で多分一番大きな収入になるのではないかと思います。そこが一番重要だと。それをすなわち国が出るというこ

と、いうことは、この運営費交付金というのは、体どういうふうに出すんですか。ちょっとわかりやすく、簡単に言つてください。

○玉井政府参考人 これは、具体的にはさらに、この法律を成立させていただいて、概算要求に向けて細部を詰めていくわけでございますけれども、昨年の三月に大学関係者等によります調査検討会議が新しい大学像に向けてという報告を出しておられます。その報告を考えて、ここでは各法人ごとの運営費交付金の額でございますが、これは標準運営費交付金と特定運営費交付金に区別する必要があるというのがこの調査検討会議の指摘でございます。すなわち、所要額を算定するに当たりましては、学生数等の客観的な指標に基づきまして各大学に共通の算定方式により算出されれた標準的な収入支出額、こういうものがございまして、それから割に裁量の余地はない、そういうものが出てまいります。これが標準的な運営費交付金という形になると考えます。

もう一つは、今申し上げました客観的な指標で、しかも各大学共通というのではなくなかなか難しいところがございます。そういう困難な特定の教育研究施設の運営、つまり各大学ごとにまた違いますので、あるいは事業の実施に当たっての収入支出額、その差を今度は特定運営費交付金という形で算出し、その両者を合わせて運営費交付金として交付することが必要というふうに検討会議での指摘がございまして、それに向けて私どもとしては細部を詰めてまいりたいと考えているわけでございます。

○藤村委員 特定の方と標準の方があるというお話でありますし、私は、まず標準の方については、要是標準で、対象というのは、さつきおっしゃつたように、要するに研究とか教育に必要な費用全体ですよね。その部分は一部学生納付金、検定料等があつて、それで残りの部分をこの標準の運営費交付金で出すという考え方でよろしくですね。——よろしいですね。そういうこと

すなわち、だから大学において教育と研究、この部分がやはり重要なんですね。ここが、しかし今御説明では割に一つの指標、つまり、学生数等とおっしゃいましたが、そこで決まるんだと。当たり校費だというふうな考え方ですよね。これは、だから割に裁量の余地はない、そういう考えられると思います。

ですから、くせ者は、言葉は悪いんですが、もう一つの方ですよ、特定の運営費交付金ですね。ここは各大学の、つまり法人の事情に応じて個別に算定と、それが算定をするか、文部科学省でありますよね。つまり、ここに大学に対する文部科学省の裁量というのは非常に大きく働くのではないかと思うんです。ただ、今御説明によれば、それぞれ大学病院を持っている、附属機関を持っています。大学によって違うんだからと。では、この特定の方はどんな指標をもっていわば算定するんでしょうか。

○玉井政府参考人 調査検討会議の報告をもとに今お話を申し上げているわけでございますから、そこに基づきます特定の方の支出項目で言われていますのは、やはり特別な事業に必要な経費とか、あるいは附置研究所の運営等に必要な経費、附置研が大きいもの、小さいもの、あるところ、ないところあるわけでございます。それから、附属施設というのもそれぞれ大学によって違います。それから、先ほど申し上げました収入のところ大きな話として、病院を持っているか、持つてないかということも違います。さらには、今度は借入金の返済という金額もまた大学によってそれぞれ異なつてくるわけで、そういう必ずしも各大学共通ではないところについてのことを考えているわけでございます。

それについて一律の指標というのは、なかなか正直言つて難しいところがございますので、これまで各大学がこれにどれくらいの経費をかけていたのかといったところを前提に見積もりを立てていくということにならうかと思うわけでございま

す。

○藤村委員 これは一つの例で、資料をいただいたのでちょっと数字を上げていいと思うんですが、北海道大学において、これは平成十三年度の決算の数字で、簡単ですが申しますと、総額というものは七百九十九億円。ここまでしましまよ。約八百億円と考えていいですね。支出の方を大きく分けると人件費が一番大きいわけで、これが四百三億円。あと物件費や施設費となるわけです。

私は、殊に人件費に注目しているわけです。つまり、この北海道大学、十三年度、年間八百億円で

した。うち、半分ですよ、四百三億円、半分強が人件費であります。つまり、支出項目の約半分程度が人件費であるというのは、現にそんなんですから、今後ももう多分そんなに変わらないと思います。この人件費の決め方というのは非常に重要なううんです。

特に今回、これは国家公務員ではない非公務員型を選びました。それから考るに、当然、給与とか労働条件など、まさに労使の問題になってしまます、それも一つ一つの法人ことに。こういうことだと思います。それらを最大限に發揮させるためにはどういうことをしたらいかという、やはり教育研究の質の向上と、そしてそれを支える経営マインド、この中でみずからが決めるということになります。

また、国からの交付金の中では、やはり標準といいますか、いわば必要なお金というものを先ほど申し上げました交付金の中できちんと措置するわけござりますから、そういうものと自己収入という関係で、どのように出させて、経営といいますか運営が成り立っていくのか、こういう中でお考えになる、まずこれが基本でございます。

そのときに、では、具体的にさらに中でどういうふうにやっていくかということでございますけれども、具体的な給与や労働条件は、これは各大学法人が作成する就業規則の中に規定をされるわけでございます。その就業規則を作成あるいは変更する場合には、これは労基法の適用になりますけれども、労働者の過半数で組織する労働組合があ

る場合においてはその労働組合の意見を聞きますし、過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聞かなければならぬとしております。したがって、各大学法を作成する、その中に給与表等が入ってくるわけ

でございます。

また、賃金や労働条件について、労働組合法に基づき労働者側の求めによって労使交渉を行うことは、やはり人件費でございますが、まずは各国立大学法人が人件費でございますが、その人件費というか給与と労働条件など、まさに労使の問題になってしまいます、それらも一つ一つの法人ことに。こういうことは、労使交渉で決めるものかどうか。

○玉井政府参考人 御指摘のとおりでございます。たゞ人件費でございますが、その人件費でございまして、各国立大学法人が人件費でござります。その人件費でござります。たゞ人件費でございまして、各国立大学法人が人件費でござります。その人件費でござります。

○藤村委員 先ほど、藤村委員、評価のことをお触いだきましたけれども、要は、これは国立大学法人評議会委員会といふところでのきちんととした評価もござりますし、また、具体的な教育研究の中身につきましては大学評価・学位授与機関のピュアレ

ビューというのもござります。そういう第三者の目をきっちんとしながらやっていくということになります。そういう意味でいいますと、実は、調査検討会議の報告の中におきましては、各大学の業績に対する評価に際しましても、給与等の人件費

総額が適切に管理されているかどうか、そういうふうに申しあげましたけれども、たるものもきちんと評価する必要があるというふうに報告されているわけでございます。

○藤村委員 私は、例えば大学で実際に大学の先生から伺う話で、やはり、ある程度教授や助教授の数は多いんだけれども、助手とか若手が定数法のものとで今なかなか採用されない、むしろ、教授、助教授の給与は一割カットしても、そういう若い方に人員をふやすような努力をしたいな

うういふうにやつていくかということでございますけれども、具体的な給与や労働条件は、これは各大学法人が作成する就業規則の中に規定をされるわけでございます。その就業規則を作成あるいは変更する場合には、これは労基法の適用になりますけれども、労働者の過半数で組織する労働組合があ

る場合においてはその労働組合の意見を聞きますし、過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聞かなければならぬとしております。したがって、各大学法を作成する、その中に給与表等が入つてくるわけ

でございます。

また、賃金や労働条件について、労働組合法に基づき労働者側の求めによって労使交渉を行うことは、やはり人件費でございまして、各国立大学法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないといたことが基本にござりますので、そのことを十分勘案して、関係者において適切に対応していただこうということにならうかと思います。

○藤村委員 ちょっと時間が足りないもので、また次回やらせていただきますが、最後に私が冒頭申しましたように、今までの行政機関の一機関から分離をし、そして法人格を与える、このことだけ考えれば非常にいいことだと思います。大学の自治を高め、教育研究の実績をさらに高める。しかし、それに必要なのはお金でありますから、この部分についてお答えいただきたいのですが、しかし、全体像はまだよく見えません。

つまり、非常に原理原則的に言うと、分離・法人化することはいいんじゃないかと思うんです。しかし、それは遠くから富士山を見て、非常にきれいな山だと。私も、新幹線でいつも、ああ、きれいだと。遠くから山を見たとき、遠山大臣じゃないけれども、非常にきれいなんですが、これは、近くへ行きますと、富士山もなかなか険しいし、大変な山であります。落とし穴もある。これをやはりきっちんと精査していくしかないといけないのですけれども、非常にきれいなんですが、これが、きょうはお金の話をしましたので、とにかくお金について、これはもう何度も何度も言つていますが、私もきょうまで何度も聞き、何度も答えていただいていますが、この大改革によつて、国は高等教育全般にとにかくお金削減しますが、みずから受け取った教育に対する評価、これは先進国の中でも日本は最も低い。それは実態とは違うのではないかと私は思つたんです。日本

人はどちらかというと謙虚ですから、自分はこういう大学でこういうすばらしい教育を受けてきたということを余り自慢しないのかも知れないけれども、いや、これは問題がありだと私は考えましたから、幾つかの具体的な改革をしていかなければいけないという点を強く感じました。

ですから、これから幾つか具体的にまた質問をしていきますが、まず最初に、そもそも国立大学の法人化を議論してきた背景、それから進めていかなければならぬその理由、国民に向かってきちんと説明をしていただきたいんですが、今回、この改革をこういう理由で進めていくんですということを、ひとつぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○河村副大臣 今日、これから二十一世紀、知の時代と言われて、大学の役割というのはますます高くなる、これは国民の皆さんみんなそう思つておられるわけでありますし、特に国立大学はこの役割をしっかりと果たしてもらわなければ、世界に向かっても発信できる大学であってもらわなきゃいけない。大学の活性化という観点から、私は、今回のこの法人化というものは非常に必要なことだ、こう思つておるわけでございます。先ほど来議論がございましたように、これまで文部科学省の中の組織の一つとしてまさにすっぱり入つていて、よく護送船団方式というような言葉の方もされますが、まさに国立大学はおんぶにだっこのような形であったわけござります。

そういう面からいうと、内部組織でありますから、大学の運営そのもの、権限、責任の範囲ももう一つ不明確だったし、予算、人事、組織の問題等々、国の行政組織の一端としてありますから、各大学の柔軟な運営といいますか、教育研究における柔軟な展開がやりにくい、こういうことがこれまでも指摘をされてきたところでございまして、昭和四十六年の中教審においても、諸外国の例にも倣いながら、日本の国立大学を法人化する、一つの独立したものとして組織の外へ出す必要が言つてこられたわけでございますが、なかなか

か機が熟さなかつた。

今回、ちょうどまさに独立行政法人制度というものも導入される。この機に大学改革の一環として大学の活性化を図つていい。そのため、いわゆる独立行政法人とはまた、これは教育のことではありますから、単なる行政ではないので、別の組織のような形のものが必要だということで、新たに大学法人という名前をもつて法人化するということになつたわけでございまして、まさに大学の

教育研究の特性というものを十分配慮しながらも大学改革に資する、この具体的な形を取り込む形で、盛り込む形で今日の国立大学の法制化を図つていこう、こういうことになって、今まさに取り組まんとしているところでござります。

○青山(丘)委員 そこで、まず、先ほど少し議論に出ていましたが、大学の設置形態の状況、日本における大学の設置形態の状況、それから先進各国の大学の設置形態の状況について、御説明いただきたいんです。

今回の議論は、国立大学の法人化は民営化を前提としておるのでないかというような疑問がたびたび出ておりました。私にも何度も聞こえてきておりました。そもそも独立行政法人というのは、国の事務事業でありますから、民間、民営移管ができない、なかなか難しい、それから地方へ移管することもなかなか難しい、そういうものが独立行政法人としてあるものだ。

そこで、国立大学の場合は、やはり簡単に民間移管にできるような状況ではない。日本の大学の設置形態の中で、国立大学は国立大学としての意味があるわけですから、私は、先進諸国の中でも大半の設置形態の状況、それから日本における大学の設置形態の状況について、今どのように把握しておられるか、お聞かせいただきたい。

○遠藤政府参考人 先進諸国の状況でございます

ますが、ほぼすべての大学が国立でございます。

ドイツでは州立大学がほとんどです。それから、イギリスでございますが、これは国王特許と

いう形で設立はされておりますが、運営費の大半を公財政によって負担されているということです。ありますので、実質的にすべて国立大学、こう理解しております。日本の場合は、御案内のように、七五%が私立学校、こういう状況でございま

す。

○青山(丘)委員 私は、日本社会における国立大学が果たしてきた役割は非常に大きかったと理解しています。しかし、同時に、日本での大学の設置形態のお話を今聞きますと、我が国では、私立大学が学校数、学生数、いずれも七割以上といふべきだとしておきました。私も何度も少し議論に出ていましたが、時間の関係もありますので、そもそも独立行政法人というの

が、少し国民の前できちっと説明していただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 先ほど来の議論で、大臣の方からお申したとおりでございますが、時間が関係もありますので、ちょっとと簡潔にまとめさせていただきますと、今、国立大学が現に果たしている役割をいたしましては、まず何よりも、我が国の学術研究の主力を担っている点が大きい、こう思っております。その内容につきましても、社会の要請に即応する研究にとどまらず、先駆的な研究、基礎的な研究、さらには、社会的な需要は少ないものの重要な学問の継承などにおきまして大きな役割を果たしている、こう思つております。それから、地域間のバランス、あるいは学問分野でのバランス、大学院といったような面で国立大学の比重がかなり大きな役割を果たしている、こう理解しているところでございます。

そういう意味から考えてみても、今御指摘のように、この大学法人化はいわゆる民営化をするのではないわけでありますし、そういう面で高等教育に国が一定の責任を果たしていく、そういう観点から、この大学法人化に伴いながらも、国立大学について一定の財政支援をやるわけありますから、國によって一定の財政支援をやる必要があります。全く違うものでございまして、國はそれなりの関与をしていかなきゃならぬ、國が責任を持

つ以上、当然していくわけでございます。

そういう意味において、これからきちっと國立

大学に對しても、いわゆる運営の改革をやりながら、活性化をやりながら、そして國も責任を持つて國立大学の發展を期していく、こういう形になっていくものでございます。

○青山(丘)委員 これから私は、数点、國立大学

法人制度の具体的な内容についてまずお尋ねをす

るのですが、一番最初はやはり、通則法ではなくて、國立大学法人法によるところの國立大学法人として進めていくんだという、そのところです。

今回の法案で、大前提として、独立行政法人制度の 기본的な枠組みは維持していく、けれども、

通則法で進めていくのではなくて、独自の法案で國立大学法人として進めていくんですと。その背景とか決意とか方針をこの際はっきり聞かせていただきたく思います。

○遠藤政府参考人 この國立大学法人法でございま

すけれども、基本的には独立行政法人制度を活用するということですけれども、大学の

自主性、自律性、あるいはその教育研究の特性を十分に尊重する、そういう観点で、独立行政法人制度のそういう部分につきまして修正をさせていただきますし、國立大学法人法案という形で出させていただいたところでございます。

先ほど副大臣から申し上げましたように、大學は行政ではないということで、いわゆる行政法

人にふさわしい仕組みを修正しまして、大学法人にふさわしい仕組みにさせていただいているとい

うことでございます。

○青山(丘)委員 これまで幾つか、私自身も議論に加わってきて、指摘したり、議論したり、お尋ねしたりしてきました。今回、先ほども非公務員型のメリットについてお話を出ておりましたが、これは非常に大切な決断であったと私は思っておりま

す。それ、すべての教職員を非公務員型としていく。しかも、ここまで来る経過は、國立大

学関係者も多く参加して文部科学省の内部で調査検討会議があつて、そこで議論をされてこの結論

を出されたという意味では、非公務員型というの

には非常に意味があると私は思うのです。ぜひこ

れは進めなければならないと私も思つておるんで

すが、そのメリットをどのように理解しておられ

ますか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、昨年の三月にまとめられました、多くの関係者から成りました調査検討会議、ここで公務員型、非公務員型のメリット、それからデメリットといいますか、それぞれの比較を十分になされたわけでございますし、この議論とい

うのは相当慎重な議論が行われたわけでございま

す。

その結果、その検討会議におきましては、非公務員型のメリットとして、国家公務員法にとらわれない、より柔軟で弾力的な雇用形態、給与形

態、勤務時間体系がとれるのではないか。二つ目に、外国人の学長、学部長等の管理職への登用の道が開ける。三つ目に、兼職、兼業の弾力的な運用ができる。四つ目に、試験採用の原則によらない、専門的知識、技能等を重視した職員の採用、

こういうものができる。こういった弾力的な人事制度を実現し得るという点におきまして、非公務員型の方がよりすぐれている。こういう点から、非公務員型を採用することが適当という判断をしたわけでございます。

先ほど来の御議論にずっとございましたように、これまで国が持っていた権限が各大学に行くことになります。各大学がその権限を国から渡され、大学がみずから判断で物事を進めていくことになります。

ただ、どうしても学部ごとの意見が強くなり過ぎてしまつて、大学全体としての経営戦略を確立するという点では今まで問題があつた、あるいは機動的な運営がなかなかできないというような

お話を率直に聞いてきました。そういう意味で、法人化の具体的な制度設計の中で、今度は、経営の権限を渡された学長以下役員がトップマネジメントの実現にいかに取り組むことができるかとい

うことが重要な問題となつてきております。

そこで、法人化に当たつて、マネジメントシステムの改革のあり方にについて、ぜひひとつ将来展望も含めてお話しいただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、法人化後の國立大学がみずから経営戦略を立てまして大胆な変革を遂げていくためには、学長の強いリーダー

シップに基づいたマネジメント体制を確立すると

いうことが重要である、こう考えております。

この法案におきましては、学長の責任において

理事会を任命するということとともに、学長と理事

会議を構成しまして、重要事項につきまし

ては役員会で合意形成を図るということによりま

で、学長のリーダーシップを支えるということ

にしてございます。

また学長は、経営問題を審議します経営協議会、そして教育研究問題を審議します教育研究評議会の議長として、学内でのそういう問題についての円滑な合意形成を図るためにかならず決まらない。もう困り果てて、学部の代表者を選抜してもらって、そして少人数で役員会を開いて議論をしてきて物事を進めて、そして具体的

物すごい数の人があつたんだそうです。そこでは全然決まらない。もう困り果てて、その成果を私に話してくださった、立派な大学教授といいますか学長がおられまして、なるほどそうかな

と思いました。

そこで、今回、國立大学を法人化した場合に、これまで国が持っていた権限が各大学に行くことになります。各大学がその権限を国から渡され、大学がみずから判断で物事を進めていくことになります。

ただ、どうしても学部ごとの意見が強くなり過ぎてしまつて、大学全体としての経営戦略を確立するという点では今まで問題があつた、あるいは機動的な運営がなかなかできないというような

お話を率直に聞いてきました。そういう意味で、法人化の具体的な制度設計の中で、今度は、経営の権限を渡された学長以下役員がトップマネジメントの実現にいかに取り組むことができるかとい

うことが重要な問題となつてきております。

そこで、法人化に当たつて、マネジメントを確立するかどうか、強い指導力を發揮できるかど

うか、あるいは経営的な感覚を強く持って指導者

として、これは運営の面が中心になりますが、学内は学内のことと、後でちょっとまた触れさせて

いただきたいが、学長選考のシステムをどのように改善しようとしておられるのか。

○遠藤政府参考人 これまでの國立大学の選考の仕組みでございますが、制度上、学内の教員組織の代表者のみで構成されております評議会で選考を行うということになつておりますが、具体的な選考方法といったしましては、多くの大学で教員による投票で学長の選考が行われてきたという実態

があったわけでございます。

今回、法人化後でございますけれども、学内者のみで学長選考を行つて改めまして、

経営協議会の学外委員の代表者と教育研究評議会の学内の代表者が同じ人数で構成されます。学長選考会議におきまして、学長選考の基準や手続を定めるとともに、具体的な候補者の選考を行うという方式を導入することとしてございます。

この新しい方式によりまして、外の方の知見も入れながら、従来の学長選考の見直しを進めるとともに、経営面の手腕を十分見きわめながら、広く学内外から学長にふさわしい人を学長選考会議が責任を持つて選考するということになるものと考えております。

○青山(丘)委員 問題は、国立大学ですから、国民の負担によって運営される大学でありますから、学問の自由は当然保障されるべきものですが、國民の立場での意見や幅広い社会の知見というものをどう反映していくかという視点もやはり加えていかなければならぬ面でしょう。

同時に、先ほども言った学部の意見が強くなる、何といったって、教育研究の分野で、学内においては学内の合意形成というものがこれはなかなか重要になってくる。すなわち、今言われたように、学内の意見をまた取り入れる、それから学外の皆さんの意見もバランスよく組み入れて、そしてそれが調和したい成果が上げられるような国立大学として進めていくシステムというものをどのように考えておられるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、学内と学外の意見をどうバランスよく運営に反映させるかということについては、経営面を中心には、学外の有識者につきましては、経営面に関する重要な事が大学運営に参画する仕組みを今回制度化させていただいております。具体的には、理事と監事につきましては必ず学外者を含むこととする、いわゆる学外役員の仕組みを制度化しているのが一点でございます。もう一点は、経営に関する重要な項目を審議する経営協議会を新たに設置しまして、その構成員の半数以上を学外の委員で組織するということにしております。

他方、例えば教育課程 教育教員人事、学生の

身分など、教育研究に関する全般的な方針などに入ります。この辺の決意をお聞かせいただきたいと思います。う観点から、学内の教員組織の代表者等で構成されます教育研究評議会、ここで審議をするということとしてございます。

経営協議会や教育研究評議会における審議の結果を踏まえまして、最終的には学長の責任におきまして、学内外のコンセンサス、学内のコンセンサスに留意してバランスのとれた判断を行つ、こういう仕組みになつてはいるというふうに思つております。

○青山(丘)委員 時間が来ましたので、最後の質問になると思ひますけれども、今の御説明で重要な点は、どのような評価がなされるのかという点を、これからもまた議論や質疑があるかもしれません、各大学には、やはりそれの特色がありますよ。それから、地域性があつたり、大学が持つている個性がありまして、そういうものを加味した評価が適切になされなければならない。

ただ、問題は、それが精密、緻密になり過ぎて評価疲れとか評価疲労がくるようなものではないようにしてもらつ必要があるし、余り専門的になりましたら、一般的な人たちがその評価に対する理解がなかなかかしづらい。私は、そのところは内容を余り、ここがいけない、あそこがだめだったという点に、重心を置く必要はありますよ、あります。そこは非常に成果を上げていてこれがらももつと進めるところらしいねというような評価が必要だろうと思います。ここのあるたりを御所見を伺いたい。

それから、ちょっと時間がオーバーしていますが、どうしてもことは、日本は天然資源の乏しい国と言わされてきました。しかし、人的資源のすぐれた国、その点では非常に豊富な人的資源のある立派な国。この背景についてお聞きたい。

日本は天然資源の乏しい国と言わせてきました。そういう意味で、世界のレベルに劣らないだけの支援を国もやっていくということを、さらにこれから、文部科学省としても責任を持って果たしてまいりたい、このように思つておるところであります。

○青山(丘)委員 終わります。

○古屋委員長 小淵優子君。

○小淵優子 おはよ、つづけます。自由民主党の

時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。やつていかなければならぬと思いますので、そな点としてはござります。

経営協議会や教育研究評議会における審議の結果を踏まえまして、最終的には学長の責任におきまして、学内外のコンセンサス、学内のコンセンサスに留意してバランスのとれた判断を行つ、こういう仕組みになつてはいるというふうに思つております。

○河村副大臣 前段の評価の問題もあわせて私の方からいたしますが、もちろん、これから評価のあり方、特に大学の持つ公的役割と、しかも国立大学においては、いわゆる国民の税金、タックスペイヤーとしての皆さんのもありますから、ここにわかりやすく評価をして公表するということが、それによって、これから大学の活性化といふのはうんと進むであろうと思っておりますから、極めて重要な課題だ、こう思つております。

また、日本の教育、まさに人的資源によって日本今日の繁栄があること、これは間違つてません。特に、国際競争、いろいろな面で、最終的な最高学府と言われる大学が果たす役割はますます高まっていくわけございます。これに対し、国がきちんと責任を持って、物的、人的に支援をしていく。

したがつて、先ほどお話しの如く、国立大学については、何か今回の法人化によって国立大学が私立大学になつていくんではないかという一般的の受けもあるようあります。そういうことではないのであります。今回の法人化といふことは、大学運営の仕組みをもつとオーブンにして活性化していく、そして、国立大学は国立大学としてきちっと責任を果たしてもらつ、國もその責任をきっちと果たすということをつけていますから、そういう意味で、世界のレベルに劣らないだけの支援を国もやっていくということを、さらにこれから、文部科学省としても責任を持って果たしてまいりたい、このように思つておるところであります。

それから、ちょっと時間がオーバーしていますが、どうしてもことは、日本は天然資源の乏しい国と言わせてきました。そういう意味で、高等教育が果たす役割は非常に大きい。先ほどの質疑もありました

青山委員に引き続きまして、国立大学法人法案につきましては、先生方より大変貴重な質問がずっと続いているわけでありますけれども、まず、私も最初に、この国立大学の法人化にかかる問題を取り上げさせていただきます。

実は、私の地元の群馬県におきまして、この群馬県の群馬大学と、お隣の県、埼玉県の埼玉大学、この二つの国立大学の間に、法人化に移行するということで、昨年の初めより再編統合の話が出てきております。この再編統合なんですけれども、実は昨年の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですけれども、実は昨日の秋ぐらいまでに統合協議会を設置する見通しであります。この再編統合なんですが、最も大きな問題は、群馬大学の教育学部がさいたま市へ移転して統合するというこの構想に、群馬県内の教育関係者などから大変反対が出ていまして、この結論が先送りとなつてはいるわけであります。

全国に国立大学があつて、その中にやはり教育学部というのが設置されているわけですから、も、長い間、都道府県の中の教育学部というのでは、地域の教育のまさに中核となる人材を育成、輩出するという大変大きな貢献があります。その中にあって、群馬大学の中の教育学部がさいたま市に移転してしまうということで、地元関係者はみんな、どうなるのかということで大変心配しているわけであります。

きょうの朝の新聞に、実はこの埼玉大と群馬大の統合について、二〇〇五年の十月統合ということが出ていましたけれども、今回、大学の法人化によりまして、大学、また再編統合はどのようなことになつていくのか、その方向性を教えていただきたい。

それにプラスしまして、他県におきましても、このように、例えば群馬大学と埼玉大学が統合するというような、このような形態、このような動きというのが実際にあるのかどうか、教えていた

だきたいと思います。

○遠藤政府参考人 国立大学の法人化と並行いたしまして、もう一方の大学改革の柱といたしまして国立大学の再編統合が進んでおるわけでござります。

国立大学の再編統合は、各大学、学部等の枠にとらわれず、限られた資源の有効活用によりましてパワーアップを図るためにものでございまして、現在、それぞれの大学におきまして、将来的教育や研究の発展という視点から、そしてまた活性化という観点から幅広く検討がなされておるわけでございます。

それで、昨年の十月に四大学が統合して二つの大学になつたというのもございまして、今、この時間、国立学校設置法、参議院の本会議で成立するかどうかというところでございますが、その法案の中におきまして、二十大学、これを十大学にという再編統合が進んでいるという、これは本年十月に統合するわけでございますけれども、そういう形で進んでおりますし、今、群馬大学、埼玉大学のお話がございましたけれども、群馬大学、埼玉大学のような形ではつきり、こうしましようというところまでいっているところもございますし、まだまだそこまでいっていないという大学もございますが、いろいろな形で今そういう再編統合の話し合いが進んでいるというふうに理解をしております。

○小淵委員 さらにパワーアップ、発展していくだけだとありがたいのですけれども、地元においては大変心配をされている点であります。両大学について、地元の意見というものもしっかりと聞いていただきまして、今後検討また指導していただけますようにお願いを申し上げたいと思ひます。

次に、国立高等専門学校につきまして質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの法案なんですねけれども、国立高等専門学校も法人化をするということが提案をさ

れています。この国立高等専門学校の法人化に当たっては、国立大学の法人化とは異なり、また

次第でございます。

るというような形にさせていただいているよう

な

こないというか、知らないものだなと思いまし

た。

違った形で、すべての国立高等専門学校を一つの機構に束ねて独立行政法人化するということでありますけれども、なぜこのような形にするのか、

そのあたりをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

ちょっとと心配をしている点というのは、現在、この国立高等専門学校、大変自主性や自律性があると思います。私もいつもテレビで楽しみにしているんですけども、この国立高等専門学校のロボットコンテストが一年に一回開催されて、ロボ

コ、ロボコ、ロボコンと言つてかなり親しまれていると思います。あれを見ますと、やはり、若い人たちの大変斬新なアイデアとともに、高校生とは思えない技術力を見せてもらつて、何か、これから的是非に大変期待ができるなというのを見て感じて、このようないい期待ですけれども、このように、法人化するに当たつて一つの機構に束ねてしまつて、何が失われないか、そのあたりを大変懸念しているわけであります。

現在、国立高等専門学校の抱えるそつした課題の解消にこの法人化がどのように貢献をしていくのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。今後、この一元化する機構と各学校との関係もどうなつていくのか心配されるところでありますけれども、決してこの個性化活性化を失わないよう

に、そのままいついていける大学もござりますが、いろいろな形で今そういう再編統合の話し合いが進んでいるといつておるところまでいっているところもございますし、まだまだそこまでいっていないという大学もござりますが、いろいろな形で今そういう再編統合の話し合いが進んでいるといつておるところまでいっているところもございます。

○遠藤政府参考人 国立の高等専門学校でござりますけれども、実践的技術者の養成という共通の目的を有しておるわけでございますが、一校当たりの入学定員が百二十ないし二百と少ない、あるいはその学科数も三ないし五学科、こういうこと

実践的技術者養成のための学校ということをごさ

いますから、学校の枠を超えたいろいろな共通的

して、人事、財務等におきましてスケールメリットを生かすことができるんじやないか。そして、

この一つの機構が運営するということによりまして、組織的に推進してはどうか、教員研修もこれによって充実できるんではないか、あるいは新たな教材の開発などがやりやすくなるんじやないか

といったような、いろいろな共通的な課題がこれによって対処がしやすくなるというふうに考えておるということがございます。

これによりまして、従来の国立高等専門学校、一つの機構で運営はされますが、学校教育法一条に定めます独立の学校といたしまして、入学者、卒業者の決定、カリキュラムの実施など、日常的な学校運営及び教育活動はやはり独立して行うということでございますから、委員が御心配になつておられるようないよ、それぞれのい

いところを發揮しながら、しかし、運営と一緒にすることによって、さらに一校一校を超えた力が

お話をのように、高等専門学校は、中学校を卒業してすぐそちらに入つてまいります。五年一貫の

河村副大臣 非常にいい御指摘をいたしましたし、非常に大事な指摘だというふうに思いました。

○河村副大臣 お話をのように、高等専門学校は、卒業生に対する求人倍率も毎年十倍前後でござりますし就職率もほぼ一〇〇%、こういう現況にありながら、非常にいい成績を上げております。

ですから、せひとも、今回の法人化を契機に、高等専門学校が一層充実されて発展していくようになります。今後の高専の位置づけとともに、決意のほどをちょっと教えていただきたいと思います。

○小淵委員 せひともそうしたよさを失わない改革にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、この高等専門学校について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

特に、物づくりの基礎、基盤分野において、高等専門学校の卒業生に対する産業界の評価は非常に高い。その割にもう一つとおっしゃいますけれども、卒業生に対する求人倍率も毎年十倍前後でござりますし、これだけの求人倍率もある。競争率がまだ一倍ぐらいだと言われておりまして、もっと大きくあります。

その分野ではかなり評価をされておるわけでござりますし、これだけの求人倍率もある。競争率がまだ一倍ぐらいだと言われておりまして、もっと高くあります。その割にもう一つとおっしゃいますけれども、卒業生に対する求人倍率も毎年十倍前後でござりますし、これだけの求人倍率もある。競争率がまだ一倍ぐらいだと言われておりまして、もっと高くあります。その割にもう一つとおっしゃいます。

しかし、そういう面もありますが、今回の法人化によってさらに、予算、人事、裁量が大幅に拡大をされます。一々くりでありますが、それぞ

れの高専が自分のところのアイデンティティーを

強調しながらしつかりPRもしていただき、そういう教育内容あるいは学生に対するサービスの充実も図っていく、そういうことがそれぞれの高専によってできるわけでございますので、そういう点で、高専に対する名声もさらなる高まつてくるであろう、法人化によってそれが可能になつてくるということで、大いに期待をいたしておりますのでござります。

そういう面からも、国が、これは国立の高専でございますから、これまで以上の所要の財源措置というものをやつていかなきゃなりません。特に今、日本の國の物づくりが問われておるわけでございまして、この部分を支える國立高等専門学校にさらに力を入れていきたい。これは文部科学省の一つの大きな方針であることを申し添えさせていただいて、今小渕委員御指摘の点について一層努力をしてまいりたい、このように思います。

○小渕委員 ありがとうございます。ぜひとも期待をしておりますし、私もますます勉強をしていきたいと思っています。

まさに二十一世紀、これから一番大切なことは人づくりではないかと思います。特に高専の中では、人づくりの中でも物づくりの大切さが大変見直されていると思います。それとともに、やはり地域にたくさんの高専がありますから、その地域のそれぞれの伝統ある地場産業を守り続けてきた、そのような実績も多くのあるかと思います。こうしたすぐれた研究とか技術とかが社会やふるさとに還元されて、地域の社会の活性化がされていくというのは、大変大きな成果があると思いますし、すばらしいことではないかと思います。

さらに、ふるさとのよさが見直されて、物づくりのよさが見直されて、法人化されることにより、一元化されることにより、決して個性をなくすということになるのではなくて、独自性がより生かされて発展されていくようになりますようにお願いをいたしまして、時間が参りましたので、以上とさせていただきました。

ありがとうございました。

○古屋委員長 午後零時二十五分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時四分休憩

○古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。大石尚子君。

○大石(尚)委員 民主党の大石尚子でございます。

今まで、私どもの同僚議員等の国立大学法人法案につきましての質疑を聞いておりまして、本会議並びに本委員会におきまして、私がつくづくと感ずるのでありますけれども、この法案は、どなたもがお認めになつているように、私たちの日本国とのかく未来を規定する大変重要な法案でございまして、その法案が一たん成立いたしますと、これは、また国会の意思で変えない限り、私どもの命よりも文部科学省も取り組んでこられましたであります。その法案が一たん成立いたしますと、これは、また国会の意思で変えない限り、私どもの命よりも長いわけでございます。ですから、本当にいきたいと思うのでございます。

先ほどの私どもの会派の山口委員の質問に対しまして、文部科学大臣のお答えにこういうくだりがございました。もし一字一句が違つていたらごめんなさい。全体の法案が目指しているものは、大學の自由を守り、學問の自由を守り、よりすぐれられた大学になつてもらいたいという信念は、私は山口委員といしさかも違ひがないというふうに考へております、そのことをきちんと達成するため思っています。

今回、時間もあと三十分に限られておりますので、私は、国立大学法人法案のうち、主として特に大学の評価の問題に絞りまして御質問させていただきますように、冒頭お願いしておきたいと思います。

今日は、時間もあと三十分に限られておりますので、私は、国立大学法人法案のうち、主として特に大学の評価の問題に絞りまして御質問させていただきますように、冒頭お願いしておきたいと思います。

大學の評価というのは、これはまた大変至難のわざでございまして、現状どうなつてあるか、大

したがって、お互いの真摯な議論の成果として、そして、提案された法案を私どもは議論していくわけでござりますから、何か、心は同じ、理念は同じ、精神は同じであるのに違つておられるようなものが少しもあるのなら、それは誠心誠意文言をお互いに検討し合つて、そして解釈でぶれないような法案にしていく努力が私たちも必要だと思っているのでございますが、その点につきまして、文部科学大臣はどのようなお考えをお持ちでございましょうか。

○遠山国務大臣 今回、国立大学法人法案を提出いたしております以上、これまで長年にわたって蓄積されてきたいろいろな考え方、それから、特に閣議決定の内容、昨年の三月に出されましたこの問題に関する調査検討会議の結果等々を踏まえまして、あるいは政府として、与党、さらには法制局等との非常に緻密な議論を重ねて今日提出をしているわけでござります。

したがいまして、委員さまにおっしゃいましたように、この法律につきまして、互いに意見を交換しながら、私どもとしてはしっかりと、今回出した法律案のすべての事柄について、これは誠心誠意説明をしていく、そういう説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○大石(尚)委員 私どもも誠心誠意議論を重ねてまいりました。もし一字一句が違つていたらごめんなさい。全体の法案が目指しているものは、大學の自由を守り、學問の自由を守り、よりすぐれられた大学になつてもらいたいという信念は、私は山口委員といしさかも違ひがないというふうに考へております、そのことをきちんと達成するため思っています。

○河村副大臣 大石委員の方から、国立大学における評価、その実態についてまずということ、それから、これからの方でござりますが、大学評価については、先ほど大石委員の方からも御説明いただきましたように、平成三年に自己点検・評価を行うようにするということが、研究活動等の状況をやりましようということになつてきたわけであります。さらに、平成十一年度にすべての大学についてこれを義務づけるということになりまして、その結果についても学外者による検証に努めなければならない、こうなつたわけでござります。国立大学におきましては、平成十三年十月現在で、すべての大学において自己点検・評価を実施いたしておりますのでござりますし、努力義務

して第一条で、「当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」という条文がございまして、その同じく三項に、「第一項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行ふよう努めなければならない。」

これは第三者機関による検証のことを差していると思思います。

このことに関しまして、昨年の十月の臨時国会で学校教育法の改正がございまして、その六十九条の三項に基づき、平成十五年度から自己点検・評価それから大学の教育研究活動の質を向上させるための評価が、平成十六年度から第三者評価機関による定期的、継続的な評価が法律上の義務とされたということになっております。

こういう現状を踏まえ、なおかつ、これではためにというお心があられて今回の法案ができるがつてきているのではないかと思いますけれども、まず第一番に、大学に関する評価の実態、現状、そして、この改正へ向けての、どういうお考え、どういうお心がそこにあるのか、どういう問題があるからこういうふうに改正したいのだ、こういうう法案を出してみたいのだという、その点についてお話ししてください。

○大石(尚)委員 私どもも誠心誠意議論を重ねてまいりました。もし一字一句が違つていたらごめんなさい。全体の法案が目指しているものは、大學の自由を守り、學問の自由を守り、よりすぐれられた大学になつてもらいたいという信念は、私は山口委員といしさかも違ひがないというふうに考へております、そのことをきちんと達成するため思っています。

今日は、時間もあと三十分に限られておりますので、私は、国立大学法人法案のうち、主として特に大学の評価の問題に絞りまして御質問させていただきますように、冒頭お願いしておきたいと思います。

大學の評価というのは、これはまた大変至難のわざでございまして、現状どうなつてあるか、大

についても、その八割が実施をしているという状況になってしまいます評価結果の学外者による検証についても、客観的で透明性の高い第三者評価を実施して、その結果が大学の教育研究活動に生かされなければならぬわけであります。平成十二年度に大学評価・学位授与機構を創設して以来、同大学評価・学位授与機構において、国立大学を中心とし試行的な評価を実施いたしておりますところでござります。昨年の臨時国会で学校教育法が改正をされました。それによりまして、平成十六年度、来年度から、すべての国公私立大学において国の認証を受けた評価機関による定期的な評価を受けます。こうしたことになってきたところでございます。これから的新しい大学法人においても、この評価によって大学の機能というものがさらに高まっていくことを期待いたしておりますところではあります。

員会、今お話をございましたように、文部大臣が定める中期目標に照らして、そして大学が中期計画を立て、それが六年スパンで、その一年ごとに評価を受けるようになっております。

国立大学法人評価委員会と、それから、今回、独立化が提案されております独立行政法人大学評価・学位授与機構、今はまだ仮称だと思いますけれども、その関係。これは、先ほど副大臣から大体御説明いただきました五項目等に関する評価をするときには、この大学評価・学位授与機構の評価を参考にして、大学の評価をなさろうというふうに御説明は受け取れてきたのでございますが、そういうことでございます。

○河村副大臣 基本的にはそういうことなのでありますが、国立大学法人評価・学位授与機構の関係について申し述べますと、国立大学法人評価委員会は国立大学法人の業務実績全体を評価するということ

○河村副大臣 委員が御指摘の、前段の、国立大学法人評価委員会とそれから独立行政法人の大学評価・学位授与機構の関係は、御指摘のとおり、また私が御説明申し上げたとおりでございます。さらに、一般の独立行政法人について、各省に独立行政法人評価委員会があるわけでございまして。これはその所管する独立行政法人について評価を行うのであります。国立大学法人の場合には、業務の特性やその規模、数を考慮して、既存の独立行政法人評価委員会における評価とは異なる配慮や機能が必要である、こういう観点から、文部科学省の独立行政法人評価委員会とは別に国立大学法人評価委員会を設けることになったわけ

国立大学法人評価委員会、それから独立行政法人大学評価・学位授与機構、これはもう非常に近い関係にあるわけでございますが、それぞれが持つ独立行政法人評価委員会、それから総務省が持つ政策評価・独立行政法人評価委員会、この関係は、文部科学省の持っている国立大学法人評価委員会の結果というものをもう一回さらに適正化の観点から見ていく、こういう立場に立っておるわけでございます。

○大石(尚)委員 今の御説明を伺いますと、総務省にある評価委員会は、文部省から通知を受けた意見を述べることができる。総務省が意見を述べることができる範囲の評価なのかなと。私の考え方では、とても、国立大学法人評価委員会の評価と、いうのは大変専門的であり、かつ独特なものだと思ひますので、総務省からやたら意見を述べられないのではないかしらと思うのでございます。

そこで、国立大学法人評価委員会、この委員

ざいまして、これに基づいて、評価委員会として、
は、国立大学全体の評価委員会において、中期目標
標あるいは中期計画で示されました教育研究の質
の向上、あるいは業務運営の改善、効率化、さら
に財務内容の改善について、さらに自己点検・評
価及び情報提供等々、項目ごとにこれを、この状
況を検証してそれを評価するという方向になつ
ていくわけでござります。また、これはオープン
にして、国民の目から見てもわかりやすいものに
して、評価を受けるということによって大学自体
が内部改革をやりながらさらに発展をしていくと
いう意味で、これから評価の重要性というのには
ますます高まつてくるのではないか、このよう
考へておるところであります。

学評価・学位授与機構に専門的な評価の実施を請して、その教育研究面について大学評価・学位授与機構が評価をし、そして、評価委員会においては、その結果を尊重しながら、国立大学法人で運営全体に対して総合的な評価を行ふ、こういふ関係になっていくわけあります。

○大石(尚)委員 結局、文部省の中にある国立大学法人評価委員会が、第三者機関と言えるであろう独立行政法人大学評価・学位授与機構、これに機構と言わせていただこうかと思いますが、そちらの研究内容の評価を参考にして、それで総合的に判断して評価していく、そういうふうに理解した場合に、それでよろしいのか。

それとさらに、文部省の中にある独立行政法評価委員会、これは、これとは別に大学の評価委員会をつくるんだという御説明でござりますから、こことは直接接点はないと解釈しておりますけれども、それでいいのか。

さるにまた、国立大学法人評価委員会と、御指摘の総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会との関係でござりますが、これは通常の独立行政法人評価委員会と総務省にあります評価委員会との関係と同じようございまして、国立大学法人評価委員会は総務省の評価委員会に評価結果を通知するという関係が一つございます。第二点として、それを受けまして、総務省の評価委員会は、通知をされた評価結果について国立大学法人評価委員会に対して意見を述べることができる、なっておるわけでございます。

そういうことからいきますと、総務省にある評価委員会は国立大学法人評価委員会の行う評価の適正を確保する役割を担う、こういう形になつていくものでございまして、総務省の評価委員会の評価は、国立大学法人を直接対象とするといふんじゃなくして、あくまでも国立大学法人評価委員会の評価結果について行う、直接はやらないけれども、そこでなつておる評価結果について行う、

会といふのは、先ほどの五項目を評価されるということございますが、だれが、一体どのようにして、何を評価しようとしているのか。もう一回まとめて御説明をいただけますでしょうか。

○遠山国務大臣 副大臣から答弁をいたしましたとおりでございますが、一番、国立大学について、中期目標に照らしてしっかりした運営がなされたかどうかということについての評価をするのは、国立大学法人評価委員会でございます。その評価を行います際に、教育研究の中身でありますとか教育の成果でありますとか、そういう質的な問題については、大学評価・学位授与機構でやつてもらつて、それを用いてやる。

そして、国立大学についてのトータルな評価の方について、これは総務省に置かれるところの評価の会議でいりますものは、その評価のやり方がいいかどうかということについて、いわば大切な評価が行われているかどうかということについて見るござりますまして、つまり、固々の

今回の法案の中で、国立大学法人評価委員会が設置されることになりますね。この評価委員会が

それから、あともう一つ、総務省の中に政策評価・独立行政法人評価委員会というのがあるの

で
計
評
も
国立大学法人評価委員会の評価結果は、ついで
その適正を確保するという立場に立つということ

いて見るだけで、何をして、何のことを学の中身がいいかどうかということにはわたらな

いわけでござります。その意味におきまして、それぞれが役割分担をして、そして的確に、今回の大学法人の行き方自体が国民の期待に合うようになるようにしていくということでございます。

○大石(尚)委員 総務省の評価委員会が、評価そのものが妥当であるかどうか、信頼性があるかどうかということを評価する、これができるというはすごいことでございまして、これは仮にできるのであれば、それにこしたことはないと思いま

すが。では、文部科学省の中の評価委員会の方の仕事といたしまして、現在、国立大学が八十九ござりますでありますか。その大学それぞれに中期目標を文科大臣がお決めになるわけでござりますね。それで、その目標に照らし合わせて、どのように達成されているかと、ということを評価されると伺っております。ということは、かなり同じ中期目標を八十九の大学にお与えになる、そういうおつもりでございますか。

○遠山国務大臣 中期目標の決め方自体が、各大学の原案について十分配慮した上でとござりますように、それぞれの大学がきちんととした目標を持つて、そして、中期目標としてふさわしい理念なり内容なりを備えたものを原案として提出していただいて、それを文部科学大臣が定めるということです。そこで、各大学が考えるものが同じようなものであるということは考えられませんし、また、そういうことであっては、それぞれの大学が、その理念に基づいて、あるいは特色を出すために個性輝く大学としてやっていくという今回の目的に照らしてふさわしくないわけでござりますが、個々の大学の中期目標として定められるものはそれぞれ別であるわけでござります。

○大石(尚)委員 そうでないと大変困るのでございますが、大臣も、一つ一つの大学の自律性、主体性、そして積極性を重んじて、それを促進できるような方向へこの法案を制定したいのだといふなうな気持ちを吐露しておられましたので、当

そうすると、八十九校あれば八十九の中期目標ができるわけでござりますね。その八十九の中期目標に対しても達成度を評価する、これは大変な

ことですございます。特に、A校、B校、C校、その中間目標が違うわけでござりますから、その達成度に全部同じ基準を当てはめられっこない。そうすると、一校一校に違った基準を用意して、そしてそれを評価していかなければならぬということになる。しかも、そのA校、B校、C校の評価結果というものが予算に反映していくわけ

でござりますから、一体、違うものを違う物差しあげ基準ではあって、それをどう比較して、どうそれを予算に反映していけるのか。そういうことができる評価委員会のメンバーというのはどういふ方々を想定しておられますか。文言の中ではいろいろと書いてござりますけれども、なかなか、それがだけ膨大な作業量を的確に、妥当性高く評価できる方々と、その他の方々との違いにはちょっとイメージがわかないのですけれども、か

れども、それはちょっとイメージがわかないのですけれども、それはいいね、とにかく基準を掲げて、それを文部省が、それがいいね、とお決めになった大学とを比べますと、達成率からいつたら最初のA校の方が高いわけでござります。そうすると、それを一体どうやって交付金の算定基準に出していくのか。今、地方交付税の算定基準は、私どもが見てもわからないような方程式がかさんでおりますけれども、そういうふうになってしまふのでございましょうか。

○遠藤政府参考人 换算して説明させていただき

ます。国立大学法人評価委員会が評価いたしますのは、先ほどから御説明しておりますように、国立

大学法人の中期目標期間に、その目標、そして計画があるわけでござりますけれども、それが現実に実績としてきちんと達成されているかどうか、そして、また、そういうことであっては、それぞれのこの観点で評価をするのがまず第一でござりますので、何か一つ絶対的な物差しがあって、それではみんな一つずつ当てはめていくというよりは、それぞれの大学の目標、計画、それが、期間中にきちんと実績としてそういう目標、計画がどの程度実施されてきたのか、絶対的な物差しの評価といいますよりも、いわばそれぞれの大学が目標と現実とがどうだったのか、こういう点について評価をするというのがまず第一だろう、こういふふうに思つております。

○大石(尚)委員 一つの物差しではかるような評

て、それはもう重々わかる話なんでございます。

逆に、何を評価しようかというその物も違う、それから基準も違う、そしてその出でてきた評価の結果といいうものも、予算、特に運営費交付金でございましょうか、そちらの方の算定基準に反映することを考えいらっしゃるとすると、例えば、

こう言つては言葉が悪うござりますけれども、かなり簡単に達成できそうな、いわゆる要求水準の低い目標で頑張ろうとする大学と、大変高邁な目標を掲げて、それを文部省が、それはいいね、とお決めになった大学とを比べますと、達成率からいつたら最初のA校の方が高いわけでござります。そうすると、それを一体どうやって交付金の算定基準に出していくのか。今、地方交付税の算定基準は、私どもが見てもわからないような方程式がかさんでおりますけれども、そういうふうになってしまふのでございましょうか。

そこいら辺、万人が納得できる評価というものがなされるのかどうか、その評価委員会でなされる評価そのものの妥当性の評価といふのは、一体どこがチェックできるのか、開示することで国民がチェックしていかべきだ、というお考えなのか。先ほどの総務省の委員会も一つの機能かもしれません、その評価の中に、いわゆる学位授与機構の関連の学位論文等に対する中身の評価等も含まれてくるとなりますと、一体どういうことになるのか、私どもは大変心配いたしておりますけれども、いかがでございましょうか。

○遠藤政府参考人 確かにそういう御心配もあるかと思ひますけれども、目標計画を定めるに当たりましては、やはり大学が、それぞれの組織といいますか、教育研究体制といいますか、そういうものが、そしてこれまでの教育の実績、研究の実績、そういうたよなものを全部積み上げた、もちろんその中には財政的なものもあるでしょうけれども、そういう全体を踏まえた上でのこれから六年間の目標、計画ということでございまますので、御指摘のように低くとか高くというこ

とも、若干それは理論的に考えられないことはないと思いますけれども、その大学の姿、いうものがその目標、計画に反映されているというふうに私は理解しております。

○大石(尚)委員 どうも見えてまいりません。そして、どういう方たちがそういう評価をなし得るお人であろうかということ、お答えいただいている

大学評価・学位授与機構における評価委員の人選は、機構みずからで、これは専門的見地から選任をしていただきたいということになっております。このことについては、政令で定めることにいたしておますが、その委員につきましては、これは委員御指摘のように、社会、経済、文化等幅広い分野での有識者の皆さんにお願いをするということになるわけでござりますし、あわせて、大学の教育研究とかあるいは運営、それに対しても高い見識を持つておられる方ということを構成をす

るわけでありまして、人選に当たっては、まさに公平な評価ができるということを十分に考えてやつていただくということになる。こういうふうに思います。

これは言葉で言えばそういうことなんで、しかし、具体的にと言われるとこれはなかなかあれなんですねけれども、今までいろいろな審議会等々、委員を選んできた経験もございます。そういうことからして、この評価に値する、評価をやっていただける方々、体験と経験も持つておられる方、当然、そういう方々は、大学人であつたり、あるいは有識者としていろいろ論文を発表し本をお出しになつて、いろいろな方があるうと思いますが、そういう方々の中から選んでいただくことになるわけでござります。

○大石(尚)委員 詳しい議論ができるだけの余裕がないのでござりますが、特に学位授与機構の方で論文の内容についてまで評価しなければならない、その結果を文部科学省の評価委員会は参考に

して評価していくということでござりますから、今、例えば田中耕一さんの論文に関して「一体だれが正当な評価ができるのか」というような、ノーベル賞の田中さんのこと例にとってても思いますが、例えば、最先端を行つていらっしゃる学者さんでも、本当に御自分の領域、狭い領域はともかくとして、同じ物理学でも心理学でも、他の領域になつたら正當な評価がおできにならないというのが現状だらうと思います。

どういう評価をして、そして一応その評価の結果を何らかの形で数値化するなりなんなりして、数値化できるもの、できないものあると書いてございますけれども、それを交付金の額に反映させていくということでござりますから、ここのことろを間違うと大学の今後の理想的な姿がゆがめられる。そして、ゆがめられたことが、大学がゆがむだけではなくて、当然のこと、高等学校教育、中学校教育、小学校教育に、日本の國の人づくり、人材づくりにゆがみを与えるかねない問題だらうと思うのでございます。

そのところがいわゆる文部科学省令でほとんどが決まっていくこと、では、私たちはそれにどうやって関与できるのでございましょうか。

○遠山國務大臣 評価というものは、本当に、なかなかの高度の知識、経験あるいは幅広い視野等の資質を持つ方によってなされないといけないと思ひます。

ただ、国立大学法人評議会は、先ほど来御

議論いただいておりますように、個々の大学の質

的部につきましては専門的な機関である大学

評議・学位授与機構にお願いをいたしまして、そ

れが必ずしもノーベル賞クラスの学者の論文をき

ちつと読みこなさうといふものでもないと思ひます、それを前提とした上で、さらに、業務運

営の改善、効率化がどうなされているか、あるいは財務内容の改善はどうであるのか、自己点検・評価、それから情報提供はどんなふうにその大学

がやつているか等々の角度から評価されるんだと思ひます。

どううことについて評価をするかについて私は、今後、委員会を組織してそこできつちりと決めていただいてやっていくわけでござりますが、

それぞの段階において、私は、透明性を確保し、そしていろいろな方々の意見も聞きながら、特に国立大学法人評議会委員会のあり方については適切であるようきちんと運営してまいりたい、

そのように考えております。

○大石(尚)委員 時間が来たようでござります。私は、この評価がどうなされるかが日本の将来を決めると思っておりますので、その点、大変重要な問題でござりますので、私どもも詳細なものをつけたり上げていく上にもっと深くかかわっていきました。そういう思いを持っております。

それと同時に、この問題はまだ伺いたいことがたくさんございますので、きょうのところはこの程度にさせていただきまして、次回また折を見て手続きをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○古屋委員長 佐藤公治君。
○佐藤(公)委員 自由党の佐藤公治でござります。本日は、私がいつも投げかけている国のあるべき姿ということの議論をしたいとは思つております。すけれども、先般行われました代表質疑に関連します。

本日は、私がいつも大臣や副大臣に問い合わせをさせていた質問で入らせていたら、いかと思ひます。ただいているのは非常に簡単なことだと思ひます。私がいつも大臣や副大臣に問い合わせをさせていた質問で入らせていたら、いかと思ひます。

○遠山國務大臣 今、この国立大学の何が問題であるのか、それをどうしようとしているのかということに絞つてお答えさせていただきたいと思ひます。

今、この国立大学、単に国立大学だけではなくて、国公私の大学を通じての問題もあるかと思いますけれども、特に国立大学ということで、改革についても、できるだけ迅速にかつた本質と、多くの方々の意見、さまざまな論文なりさまざま意見なりというのを集約してまいりますと、幾つか問題点があるといふに言われております。

一つは、例えば、国立大学という位置づけに居住をして、護送船団方式による運営というものがなされているのではないか。それは、何かあっても国があるいは文部科学省が守るということで、立った彈力的な人事システムについて等々、幾

とに答えてきていただいているつもりかもしませんが、それがやはり私たちにはわかりづらい。せんかしながらば究極的にはないんじやないかと

思ひます。あるいは、大学におきましては、学部の自治あるいは教授会自治ということで意思決定に時間がかかり、あるいは改革について、全員が一致しないと改革ができないということで改革がおくれているのではないかとういうような指摘もございます。それから、人事や予算など、規制に

きょうは、傍聴人の方々もたくさんいらっしゃって、大臣、副大臣、言いにくいこともあります。しかもされません。言いにくいこともあるかもしれません、ここは絶対に避けて通つてはいけない。ここがいけないという部分を明確にして、それをこう変えいくんだ、そういうたものをもう一度お話をまたは確認をさせていただけたらあります。

そうしたことは、一つには、私はやはり、国立大学が今の状況では行政組織の一部であるということからくるさまざまな規制があつて、逆に、そのことからくる規制を守るがために、あるいはそれにアジャストするため、それぞれの大学が自由な発想というよりは、それに合わせようとする思想が強く働いてきたのではないかというような問題点、さらには、独自の構想なり独自のイデアというものを現実に移そうとする、国の組織の一環であるということから制約があるということできなかつたというようなさまざまな問題が、そういう現在の設置形態に由来しているということがあるとも思えるわけでござります。

そのようなことから、今回の国立大学法人といふことで解決しようとしている面では、例えば、意思決定についても役員会の導入ということで民間人の登用も図り、民間的な発想も取り入れて、改革についても、できるだけ迅速にかつた本質をついたような改革ができるようにしていく。そして、学外の意見も取り入れて、国立大学が内に閉じこもつた存在としてよりは、社会に開かれた存在として機能を果たしていく方向に改革をしていく。さらには、各大学の理念、目標といふものを明確にして個性化をしていくこと、さらには、例えば人事につきましても、能力主義に

つか、また機会があればさらには敷衍したいと思いますが、そのような改革というものを具体的に考えながらやっているわけでございます。

それらを総合して申しますれば、これまでの国立大学の行き方よりは、さらに競争的な環境の中におきまして、活力に富んだあるいは個性豊かな国立大学にしていく、そのための制度改革である、締めくくればそういうふうに言えるということでお説明をしているところでございます。

○佐藤(公)委員 今るの説明がございました。確かに、おっしゃられることは、それだけを聞けばわかる部分もあります。ありますけれども、もう最初にきょうの質疑の中での結論を先に言わせていただければ、私の言いたいことは、国立大学の改革がなぜ独立法人化しないとできないのかということ。今までの文部科学省、今までの政府でなぜ問題点を克服することができなかつたのか、または改革することができなかつたのか。そこをきちんと検証、または考えていかなければ、また同じような問題が出てくる、また無責任状態になるのではないかといふことが、私がきょうまず大きく一つ指摘したいところでございます。

大臣は、私の代表質疑でも、きょうの委員会でもおっしゃいました。さまざまな規制、さまざまな束縛があったからといふ言い方をした。一体全体、規制とか束縛は何なんですか。勘違いしないでもらいたいのは、これは、政府にしても国にしても、人ごとじやなくて、自分たちがやっているということです。今、与党さん、政府といふものが縦割り行政をつくり、それを動かしている。もしもそこに問題があるんだつたら、縦割り行政を壊せばいいじゃないですか。なぜその規制をまず内部的にやっていかないんですか。

私が、今回の独立行政法人、これに関して言えることは、なぜ場当たり的になつてているのかといふのは、まさに財務省の財政的な帳じり合わせの問題、経済産業省の部分の競争原理の導入、そして文部科学省の支配的な既得権益の確保、こうい

う縦割りの中での板挟みの中で、ショック療法的に出しているようにしか見えないんですよ。

まず、今までの政府の中での縦割り行政、これは特に副大臣はよくおわかりになっているはずですが、縦割り行政の弊害というのが幾らでも今まであった。だから、これが同じように縦割りでしかできないから、もう仕方ないから、独立行政法人化しなきゃ改革ができないんだといって、無責任に丸投げして外に出しちゃっている。テクニッ

ク的にはわかります。しかし、これは、ほかの独立行政法人とは違う、まさに国の根幹である教育なんですね。それを考えた場合に、そのテクニック論だけで、官僚の言われているとおりにやっていたら、やはり将来の日本が、非常に危惧する、心配するところがあるというのが私の今の思いでございます。

そこを考えた場合に、では、今までのさまざまな規制、束縛というのは具体的に何だつたんですか。それは、ほかの省庁に関しては気遣いをして言えない部分もあるかもしれません、堂々と言つてください。財務省ですか、経済産業省ですか、こういう総務省ですか、それが幾ら言つても全然聞かないんだ、やらないんだと。それは、ある意味では、そちらの内閣、政府の醜態をさらすことになるかもしませんが、そこを変えなかつたら、本当にこの問題というのは先に進めない、よりもよい方向で考えられないんじゃないかということが私の思いですけれども、いかがでしようか。大臣、副大臣、お答えを願いたいと思います。

○河村副大臣 佐藤委員御指摘あつた点、そ

これを一人ふやす、一人ふすだけでも大変な、人事委員会とのいろいろな問題、新しいものをつけろうとすれば、それをまた求めていかなければいけない。こういう文部科学省への機構・定員要求、担当省庁の審査を経なきやできないという問題が一つありました。これが法人化することによって自由になるということ、その定員の枠から外れるということ、これが非公務員化したことの大変なあります。

それから、予算についても、予算執行は、あらかじめ定められた費目がきちっとあって、これに拘束される。費目間の流用はまず非常に難しい。もっと臨機応変にやりたいけれどもできないという問題。それでも、単年度主義ですから、繰り越しについてもなかなか難しい問題がある。こういう制約もございましたし、それからまた、人事についても、給与法によって給与の仕組みが細部にわたって一律に定められておる。公務員法制の限界がございまして、例えば外國から優秀な人材を学部長や学長にしたいと思っても、これができなかつた。

このような細部の運用における障害もあつたわけでございまして、こういうものが今回法人化によって払拭できることによって、思い切った大学改革が進む。そして、まさに自律といいますか、自分の、大学独自の考え方でいろいろな政策ができる。そして教育研究をさらに高度化してもらいたい、こういう思いもあって、この際国立大学を法人化する。

これは、各先進諸国もそういう形でやつてお

る、こういう現状もありますので、この際、ちょっとおっしゃられたけれども、私は、ちょっとがつかりしたと言うのは失礼かもしれませんけれども、実際、政府・与党であり、政治をすべて握っている与党さんが本当にやろうと思つたら、縦割り、人事院の問題、まさに総務省の問題等は、本当に法律改正等をしながら変えることは可能なはずなんです。それを変えずに、今の状態でなぜできないのかということ、そこを考えずにして安直なここという方式に出ることは、私は非常に心配しているところがあります。

○佐藤(公)委員

今副大臣がおっしゃられた中では、私は、ちょっとがつかりしたと言うのは失礼かもしれませんけれども、実際、政府・与党であらがいた。そこで、これが同じように縦割りでしかできないから、もう仕方ないから、独立行政法人化しなきゃ改革ができないんだといって、無責任に丸投げして外に出しちゃっている。テクニッ

ク的にはわかります。しかし、これは、ほかの独立行政法人とは違う、まさに国の根幹である教育なんですね。それを考えた場合に、そのテクニック論だけで、官僚の言われているとおりにやっていたら、やはり将来の日本が、非常に危惧する、心配するところがあるというのが私の今の思いでございます。

そこを考えた場合に、では、今までのさまざま

な規制、束縛というのは具体的に何だつたんですか。それは、ほかの省庁に関しては気遣いをして言えない部分もあるかもしれません、堂々と言つてください。財務省ですか、経済産業省ですか、

か、こういう総務省ですか、それが幾ら言つても

全然聞かないんだ、やらないんだと。それは、あ

る意味では、そちらの内閣、政府の醜態をさらすことになるかもしませんが、そこを変えなかつたら、本当にこの問題というのは先に進めない、

よりもよい方向で考えられないんじゃないかとい

うことが私の思いですけれども、いかがでしようか。

大臣、副大臣、お答えを願いたいと思ひます。

○河村副大臣 佐藤委員御指摘あつた点、そ

う見方をすればそういう見方もできるかなと思つて今聞いておつたのであります。確かに、大学を活性化するという観点からいうと、いろいろな障害といいますか弊害があつたことも事実でありまして、具体的にどうかと言われますと、まず、大学の組織・定員についても、これは総務省・国

の定員管理の中できちつとあるわけですね。

(委員長退席、馳委員長代理着席)

やはり将来にあるべきビジョンとその限界に挑戦して、今独立行政法人化をしなかったとしても、自分たちの今の文科省の中でできることを、総務省とけんかしても、極端なことを言つたならば、行政改革の中では省庁の再編をもう一回やつたっていいと思います。実際、省庁再編なんてしまつて、私たちは主張していますけれども、看板のすげかえだけであつて中身はほとんど変わつてない。どこが行政改革なんですか。

それをやはり副大臣、大臣がきちっとしていただかなきやいけないというふうに思いますけれども、一言いがでしようか、副大臣。

○河村副大臣 私が先進国がやっているからと言つたことについて御指摘がありました。もちろん、外国がやっているものはみんないいからみんなやれというのではなくて、いいものはやはりいいとして受け入れる、それも必要なことでござりますので、この大学の法人化の問題について

は、日本の大学がこういう点で非常におくれるという指摘があつたわけございまして、これは日本

の大学にとっても必要なことだという観点から法人化に踏み切る、こういうことになつたわけであります。

もちろん、公務員法制の限界は取り払えばいいんだといえばそれはそうであります。しかし、組織

の問題、申し上げました予算の問題、これを一遍に解決しようとするならば、これはおっしゃるよ

うに、根本的に今の公務員行政そのものあり方を見直す。今公務員の改革制度もとられておりま

すが、しかし、公務員制度は公務員制度できちつとあるわけでありまして、それを躊躇しようとは

ありません。だから、去年の十一月十四日に特殊法人等改革に関する特別委員会でも議論を少しさせていました。前の特殊法人関係というのは、最終目的

は、やはり民間にゆだねられる部分は民間に移行できるものは民間にしていくべきだ

うな状況であれば、それは絶対によくない、そこは逃げになると私は思います。

ですので、僕はこれがすべて間違つているとは思えないんです。いいところもあります。いいとこ

ころもある。ただし、本当に安直な方法論に、最後はわらをもつかむ気持ちでこれに投げていくよ

うな状況であれば、それは絶対によくない、そこは逃げになると私は思います。

大臣、これは去年の十一月十四日に特殊法人等改革に関する特別委員会でも議論を少しさせていました。前回のときの、文部科学関係八法案

ということでいたしましたけれども、このときも、上辺だけ見れば独立行政法人化、今回も独立行政法人化ということ。一体全体、前の八法案と

今回の法案とで違いといふものが、何か大臣の意

けであります。それができればそれはいいんですけど、それを待つておったんでは全然進めませんから、文部科学省の責任として、活性化をする、一举に解決できる方法としてこの方法をとつたということです。

もちろん、今の縦割り行政のさまざまな弊害と、それが解消しなきやいかぬ。それでもまだいろいろな問題がたくさんあるわけでもあります。

○遠山國務大臣 特殊法人から独立行政法人にとどめます。それが、それはそれでの組織の活性化という大きな転換も、私はそれぞれの組織の活性化角度からは大変意味があるというふうに考えておりますが、今回は独立行政法人化とは私は思つておりませんで、大きな傘からいえば独立行政法人の先行するような組織とは違うという角度から、国立大学法人という新たなコンセプトでお願いをしています。

これはどういうことかと申しますと、大学といふことを指摘して、承知をいたしております。こういう問題には、やはり政治がもつとその問題に取り組んでいかなきやならぬ、こう思つていてるこ

と、委員の御指摘を私もきちつと受けとめなきやいかぬ、こういうふうに思つています。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(公)委員 多分、河村副大臣はずっと文部

科学関係をやられてきて、このことに関してはか

なり深く考えられていると思います。行き詰まつたから安直な手法論でこういった方法論をとるよ

りも、根本論を変えるような政府全体、党全体の動きをしていかなきやいけないというふうに私は思います。

ですので、僕はこれがすべて間違つているとは思えないんです。いいところもあります。いいとこ

ころもある。ただし、本当に安直な方法論に、最

後はわらをもつかむ気持ちでこれに投げていくよ

うな状況であれば、それは絶対によくない、そこは逃げになると私は思います。

大臣、これは去年の十一月十四日に特殊法人等

改革に関する特別委員会でも議論を少しさせていました。前回のときの、文部科学関係八法

案ということでいたしましたけれども、このときも、上辺だけ見れば独立行政法人化、今回も独立行政法人化ということ。一体全体、前の八法案と

今回の法案とで違いといふものが、何か大臣の意

識の中でも具体的なものがあるのか、いかがでしょ

うか。

○遠山國務大臣 特殊法人から独立行政法人にと

ういう大きな転換も、私はそれぞれの組織の活性化角度からは大変意味があるというふうに考

えておりますが、今回は独立行政法人化とは私は思つておりませんで、大きな傘からいえば独立行

政法人の先行するような組織とは違うという角度から、国立大学法人という新たなコンセプトでお

願いをしています。

これはどういうことかと申しますと、大学といふことを指摘して、承知をいたしております。こう

いう問題には、やはり政治がもつとその問題に取り組んでいかなきやならぬ、こう思つていてるこ

と、委員の御指摘を私もきちつと受けとめなきやいかぬ、こういうふうに思つています。

○遠山國務大臣 独立行政法人化ではございま

んで、国立大学法人化によって何をしようとしているかという御質問かと思います。

そこで、例えば大学のトップの選び方でありますとか、あるいは目標の立て方、あるいは計画

についての認証の仕方等におきまして、大学の意

思というものを十分に配慮していくというような

ことを初めといたしまして、さまざま点で独立行政法人とは違つた制度設計になつてしているところ

でございます。

○佐藤(公)委員 きょう午前中でも質疑がございました。前の特殊法人関係というのは、最終目的

というのは、やはり民間にゆだねられる部分は民間にしていく、つまり廃止をしていくというう

つの目的を持っている。それでどうしても必要

ななものがあればそれは残さざるを得ない。でも、

民間に移行できるものは民間にしていくべきだ

ういうこととの目的を持つている。

実際、私たちが言つていることは、一たん全部

廃止にして、そこからどうしても必要なものだけ

を引き揚げる。政府のやつたことは、実際、すべ

てを残して、そこからむだなものを落としている。上から下からかといふ方法論の違いというような説明をこの委員会でもしたんですけど、も、結局、民営化になっていくという一つの目的を持ちながら、もしくはむだなものを廃止していくという目的を持ちながら、特殊法人関係の整理をするということで独立行政法人化ということをやつていつた。

では、今回の法案関係というのは、その最終目的というのは、先ほどからもちょっとお話を出していますけれども、どこに持つていくべきなのか、何をもつて目的として独立行政法人化を進めていくのか、こここの部分をもう少し明確に話をしていただけますでしょうか。

○遠山國務大臣 独立行政法人化ではございませんで、国立大学法人化によって何をしようとしているかという御質問かと思います。

国立大学の使命、これはこれまでもる御議論をいただいています。と思いますが、一つには、すぐれた学術研究の中核としての機関が本来の機能を十分に發揮していくこと。同時に、単に学生を集めるために学部の名称を変えたりというようなそういうことではなくて、本当に国において必要とされる人材をしっかりと養成していく、そういう使命。さらには、その研究、教育の成果を社会に還元していく、その使命。そういうことをしっかりと実現していくための活性化を図る、これが大きな目的であるわけでございます。

同時に、本当にすぐれた大学というのは、私は、世界のトップクラスの研究者が集まり、世界のトップクラスの学生たちが目指していくような大学でなくしてはならないと思うわけでございますが、果たして今の日本の大学はそうなつか。決してそうではない——ないと言うとちょっと言い切れ過ぎでございますので、改めさせていただきま

すが、私は、もつともと日本の大学といふものが、眞に世界の知の水準を抜くということであれば、そういった魅力も備えていなくてはならない。しかし、今まで国立大学が推移するところがあるので、学術研究の中核を担いといひながらも、まだまだ十分でない。それは一体何なのかな。

それは、やはりそれぞれの大学が、みずから最も知の集約体としての発想というものを大事にした上で大学が特色を持っていく、そのために全身の努力を持って取り組む、そういったことがないと、私は本当の意味での魅力ある大学にはなっていかないのではないかと思います。

そのことを可能にするのは、国家公務員という枠、それから国家の行政組織の一環としての組織、そういうものから外していく。ただ、それが民営化するという議論、民営化という議論なども、一気に何かそういう民営化をしてということではなくて、国が高等教育に果たすべき役割というものはしっかりと果たしながら、しかし、それでの大学がみずからそういう面に乗っかって、まさにそこが到達すべき目標に向かって努力をしていただぐ、そういう状況をつくり出すために国立大学法人という設置形態にしていくということでも、ございまして、委員も十分おわかりの上での御質問と思いますが、御理解をいただきたいと存じます。

○佐藤(公)委員 公務員がだめで、非公務員にすればいいと言つんだったら、文部科学省も大半は非公務員にしたらどうですか。日本の官僚、ほとんど非公務員にした方がよっぽど、おっしゃられるのであれば、そういうふうにした方がいいんじゃないかなと僕は思います。何か都合主義で、いや、公務員だと束縛があつていろいろと動けないからと。では、今いる公務員の人たちは動けないのでですか。動けるんですよ、僕は動けると思う。そこを、やはり最初の根本論のところをせず

して、行き詰まつたから投げ出してしまって、国立大学の法人化、もうこれしか方法論がないんだというように見えてしまいますが、ということを僕が非常に心配している。本当は、もつ本当にそうなのかも知れない。そのところを議論していくことを思つて、このいります。

そういう中で、代表質疑の中で、まさに先々の

目的、目標、きょう午前中の質疑の中でも、まさ

に民営化といふのは考えていないということを僕

おっしゃられました。しかし、今のこの今まで

やっていくと、民営化路線といふのは当然見えて

くることがあります。河村副大臣の、御

党のしかるべき方までが民営化路線の第一歩だ

というような御発言をしているというようなこと

も聞いたこともあります。こういうことを考え

ると、民営化といふのは考えていないとはいう

ものの、その道筋というのが何となくでき上が

てきてしまうのかという気がいたします。

民営化するかしないかは別にして、とりあえず

このままいつたとしたら、私は本当に、代表質疑

でも聞きましたけれども、私学とともに国立大

学、國公立全部になるのでしょうか、こここの部分

での垣根というか、線引きというか、位置づけと

いうものが非常に不明確なものになつてくるのか

な、みんな一緒の状態でやっていくのではないか

なという気がしないでもないのです。

これは、民営化にみんなしてやっていくといふ

のも一つの選択です。だから、こういうのでやつ

ていくのであれば、僕はそれは、いいか悪

いかは別にして、今の政府・与党さんの考え方で

あり、方向性で明確になっていることだと思います。

だけれども、民営化はしない、しかし方向性

は民営化的、その部分が非常にわかりづらく

なっています。

垣根ということに関しての、国立大学そして私

学ということ、これは代表質疑の中でも大臣はい

るいと答えていたであります。ただし、僕

が言いたいことは、答弁の中で、これは官僚の方

のも出る可能性があるのでしょうか。

○河村副大臣 これは評価委員会のあり方でしょ

うが、やはり大學經營そのものが成り立たないで

一緒に答弁するのじゃなくて、私立なら私立

と、やはり同じテーブルの上のきちんとした位

置づけの区別ということをもうちょっとちゃんと

なのかも知れない。そのところを議論していこ

うと思っています。

もう一回聞きます。これは前の委員の方も聞い

ておりましたけれども、国立大学と私学との位置

づけ、違いを簡単にもう一度説明していただけた

らありがたいと思います。

○遠山國務大臣 国公私立大学のそれぞれの役割

をここで御説明させていただくのでございましょ

うか。(佐藤(公)委員「簡単にわかりやすく」と呼

ぶ)はい。

国立大学の役割ということを御説明すればいい

のかと思ひますけれども、今日まで日本の学術研

究と研究者養成の中核を担つてきている。また、

全国に配置されているということから、地域の教

育、文化あるいは産業の基盤を支えていること。

そして同時に、学生に対して、経済的な事情に左

右されないで進学機会を与えるなどの役割を果た

してきているところでございます。

同時に、国がその存置について最終的責任を負

うわけございまして、大学の設置そのものは法

律で定められております。また予算についても、

一定の国費が投入されているわけでございます。

そして、その大学のあり方というものは、常に国

民の期待にもこたえ、またあるべきその本来の役

割というものを十分に果たしていく役割がある存

在であると考えております。

○佐藤(公)委員 結局、これがずっと進むと、評

価委員会の方で、この地方大学は経営状態もよく

ない、学生も集まりが悪い、結果をきちっと出し

ていないじゃないか、目的も達成し切れていない

、こういう評価が出た場合に、こういう大学と

いうのは評価委員会でどういうふうになるので

しょうか。これは廃校すべきだという結論という

なったからすぐ御用なしで、ここは廃止だ、そう

一律的にいくものではないとは私は思いますけれども、これは相当工夫をしなければならぬ問題だと思います。

A 大学、B 大学を一つに統合しながら一緒にやつていく方法とか、いろいろな方法はあると私は思いますが、やはり地域の要請にどうやってこたえていくか、そのことも考えていかなければなりません。これは評議委員会のらち外の話であります。ましょうけれども、やはりそういう問題は当然考慮に入れなければならない問題。だから、地方が希望すればそのとおりになるという問題とはまた違いますけれども、十分配慮すべき問題だというふうに思います。

そして同時に、いわゆる私学と国立大学との垣根の問題等々も、確かに法人化の方向というのは、これは、今回の法案でうたっているところはいわゆる民営化とは違うのでありますて、国が責任を持って国費を投入して大学を運営していく、そのシステムを今回大幅に見直していくということではありますから。しかし、国民の皆さんから見れば、これは私学的、いわゆる民間経営方針を中心取り入れるわけですから、私学とどう違うのか、こういう御意見があることも承知をいたしております。したがって、その垣根が低くなりまし、税法の問題等々も今までと違つてくる。そうすると、私学側も、こうなつてくるなら当然私学に対する支援についてもイコールフルッティングでお願いしたい、こういう要請も来ております。

しかし、国が高等教育でどういう形で責任をもつと果たしていかなければいけないのか、あるいは国策として、もっと大きな言葉で言えば国家戦略としてもどうあるべきかということも考えながら、これから国立大学の運営については考えていく必要があるだろう、こうも思つておるわけであります。

当然、これからの組み合わせの中では、公私をこの地域については私学もあって一体化でやつてあるいは県立と国立大学の問題、それから今度は

いた方がいいという話が出てくるでしょうし、公立大学そのものも法人化の方向が今出てくるわけでありますから、そうしたいろいろな動きが今回法人化に伴つて出てくるであろう、こういうふうに考えます。

○佐藤(公)委員 もう時間が来ました。国立大学と私立大学のこと、補助金関係とかいろいろなこととも話をしたいのですが、この後、またゆっくり議論を重ねていきたいかと思っておりますので、お願い申し上げたいと思います。

最後に、本当に僕が言いたいことは、僕らもフリーランス、オーブンな形をとった社会にしたいということを主張しています。しかし、その根底には、やはり原理原則、基本というものがなくしてはいけない、やはり将来のビジョンを持たなければいけない、義務と責任も踏まえていかなければいけない。ここをしっかりとおかななければいけない。ここをしっかりしておかなければいけない。ここを非常に心配しておりますが、これからゆっくり議論を重ねていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○古屋委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

国立大学法人法案について、法案に即してきょうは質問をさせていただきますので、大臣の御答弁、よろしくお願いをいたします。

初めに、端的に伺つておきたいと思います。最初に、国が高等教育でどういう形で責任をもつと果たしていかなければいけないのか、あるいは国策として、もっと大きな言葉で言えば国家戦略としてもどうあるべきかということも考えながら、これから国立大学の運営については考えていく必要があるだろう、こうも思つておるわけであります。

ものでありまして、教育研究の機能を持つ大学の自主性を尊重する制度と慣行であると理解されおりまして、これは当然ながら十分に尊重するとおりでございます。

その内容を国立大学について見ますと、一つ

は、大学の教育研究に携わる者の人事というものは大学の自主的な決定にゆだねられる、二つ目には、大学の教育研究は大学が自主的に決定した方針に基づいて行われるべきということでございまして、それらが主要な点として学問の自由が守られ、なおかつそれが大学の自治ということにつながっていくというふうに考えております。

○石井(郁)委員 今のお答えを伺いまして、しか

して、それらが主要な点として学問の自由が守られておりまして、文部科学大臣が一方的に定めるのではなくて、各大学の提出する原案に即してそれぞれの考え方を尊重し、ということは、は、大学ではなくて文部科学大臣が定めるのか、は、大学ではなくて文部科学大臣が定めるのか、あるいは定めなければならないのか。いかがでござりますか。

○遠山国務大臣 国立大学が創意工夫を重ねながら教育研究の高度化あるいは個性豊かな大学づくりに取り組みます上で、その自主性なり自律性というのを尊重していくということは極めて重要なことがあります。

現在、我が国の国立大学は行政組織の一部として位置づけられておりますので、予算あるいは内部組織、人事などの面で国が関与せざるを得ないという制約があるわけでございます。そのため、それぞれの自主性を發揮する場合になかなか難しい面も現在はあるわけですが、今回は、法人化によってその関与とのものを限定するということを考えているわけでございます。

しかししながら、もとより、国立大学でございまして、国が責任を持って予算措置を行うわけでござります。では、予算措置は、どういう中身でございます。では、予算措置は、何というふうに書かれています。また、別の大

も、あるいは中身について全く知らないでも予算措置をということは、これは絶対に許されないわけでございます。そのためには、中期目標の策定など、国としての最小限度の関与は必要であるわけでございます。それで、中期目標の作成におきましては、あらかじめ各国立大学法人の意見を聞いてその意見に配慮をいたしますなど、大学の自律性あるいは自主性を尊重することが必要であります。そのような仕組みをとっているわけでございます。

中期目標におきます教育研究の質の向上に関する事項につきましても、文部科学大臣が一方的に定めるのではなくて、各大学の提出する原案に即してそれぞれの考え方を尊重し、ということは、基本的に方針あるいは重点的に取り組む目標を中心記載するということといたしておりまして、各学部あるいは研究科の教育研究の具体的な内容について子細に記載することまでは考えていないところでございます。

○石井(郁)委員 予算措置をするので国が一定の関与をしなければならないという御答弁かと思ひますが、これは、現行もまさに国の予算を措置しているわけでしょう。なぜ大臣が目標を定めなければいけないのかということを私は聞いているんです。私は、これは全然御答弁になつていないと

思います。

私は、幾つかの大学の中期目標、中期計画を見ております。まだ法案審議中でござりますけれども、各大学がそういうものを準備しているといふ、ちょっととおかしな現象があるんですねけれども、一つ二つ、例を申し上げましょう。

ある大学の基本目標、○○大学とします。自律と創生を全学の理念とし、教育と研究において地域や世界の着実な発展に貢献することを全学の目的とする、この理念の実現と目的的達成のために云々というふうに書かれています。また、別の大

育と文化、とりわけ学校教育の充実と発展に貢献し得る教員の養成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする、その使命を達成するため云々とということであります。

大学の目標というのは、その大学が地域と世界にどういう貢献をしていくかという、いろいろな角度から決める。だから、大学固有のものですね。当該大学が定めるものですよ。それを大臣が定めると、法案でなっているでしょう。なぜ大臣が定めることができるのか、なぜ定めるのですか、ここをはつきりお答えください。

○遠山国務大臣 今のような中期目標、それだけではやや抽象的に過ぎますけれども、しかし、そのような目標を各大学が自大学の目標としてしっかりと定め、それを実現するための計画を立てていく、そのこと自体が大学の本来の使命を達成するのに基本的な要素であるというふうに私は考えます。

これまでにも関与していたのではないか、中期目標でも関与するのではないかというふうな御質問のようになりますが、これまでの関与といいますか、これまでむしろ、毎年、翌年度の研究組織はどうするか、あるいはその施設をどうするかから始まって、さまざまな細かなことまで、常にこれは予算単年度主義による会計原則上のルールあるいは人事上のルール、あるいは内部組織をどうするかという、さまざまな細かい規制をとらざるを得なかつた。

これは、国家組織の一部であることから、当然にそういう規制の対象になつてまいつたわけですが、今はそうではなくて、中期目標を定めて、それに乗つからこそそれが大学が策定する中期計画を認証し、その運用につきましては、それぞれの大学が責任を持ってやっていく。まさにプラン・ドゥー・シーといいますか、今の国のかまざまな仕事のやり方の大きな変化にも対応いたしておりますけれども、特に大学につきま

しては、そういう方式でやっていく方がふさわしい。

また、予算単年度主義という、教育研究にとつては、必ずしも三月三十一日ですべてが終わってしまったような教育研究でないわけでございますので、そいつた束縛を取りながら、より潤達に教育研究がなされるようにということで、中期目標をきちっと定め、そして、それに基づく計画を認め証して、それを達成していくたゞ中途段階では余り文句をつけない、あるいはその規制を外していく、そのような角度でやっているわけでござります。

これまでのものとの対比において、今回の国立大学法人の設置形態においてねらっておりますものは、大学のあり方としてよりふさわしい方式であるというふうに私は確信をいたします。

○石井(郁)委員 るる御説明いただきましたが、私の質問には答えていただけていないんですね。つまり、大学が目標をつくることが必要だといふことをどうもおっしゃっていらっしゃる。それは、大学はみんな目標をつくりますよ、文部大臣が言わなくとも、文科省が一生懸命そこを言わなきとも。そのことと、今、法案で、文部科学大臣が個々の大学の目標を定める、あるいは法人の目標を定める、こういう規定がなぜ出てくるのか、そういうことがどこから出てくるのかということを聞いてるので、全然お答えいただいているわけです。

それで、大学の意見に配慮するという言葉がござりますけれども、配慮というのは、辞書を引きまして、つまり、大臣が心配りをすればいいのかどう程度なんですよ。だから、大学の意見に結局拘束はされないで、この点でも配慮にとどめて、文科大臣が目標を定めるということにもなつて、大変重要な内容だ。

では、私、もう一つ言いましょう。この中期目

標の中には、「教育研究の質の向上」とありますよね、第一に。まさに、教育研究等の質の向上、教育研究という最も学問の自由に属する、自主性に属する内容がやはり中期目標の中に入っている。それを大臣が定めるんですよ。これも、ある大学の研究に関する目標では、こうなってお書きかれていました。

研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指す。萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。学際的な研究課題に対しても、組織及び個人の多様なかかわりをつくり出し、新たな学の融合を目指す。研究を推進進め、平和で調和のとれた社会、地球の形成という意識を醸成する機能、役割を果たす。

もう少しあります。

組織の柔軟性を保持し、大学や国境を越えて外部の知的生産と協力する。世界を視野に置いたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。これはもうかなり具体的ですよね、研究の目的として、役割として。イメージが浮かぶような具体性を持っています。

こういう研究目標がこの大学にはふさわしいとかふさわしくないとかということを大臣が判断されんでしょうか。配慮した結果、削除したり、改めたり、あるいは直させたりということはありますか。

○河村副大臣 中期目標は、各国立大学法人に期待される業務運営の内容や目標を示しております。その達成に必要な業務の実施に係る所要の財政措置を行うためでありますから、国立大学法人の意見に配慮しながら、国立大学法人評議委員会の意見に踏まえて、最終的に文部科学大臣の責任においてこれを定める、こうなっております。

したがいまして、財政上の理由から、国立大学法人が作成した原案と異なる内容ということも考え方大に受け入れますけれども、この場合においても、文部科学大臣は原案を無視して一方的に中期目標を定めるということはないわけでありまして、中期目標作成に至るまでには各国立大学法人と十分な意

見交換を重ねていくわけがあります。今、委員も御指摘になりましたように、既に大学側もそういうことを考えながら中期目標をつくっていっているわけでありまして、これは、その点を十分配慮して、大学の意見に十分配慮する、こうなっておるわけでございます。

なお、法人制度において、独立行政法人制度の中には、中期計画が法人の業務の実施上不適当になつた場合には主務大臣が中期計画の変更を命令することができます。これは独立行政法人通則法の三十条にあるのですが、この変更命令に従わなかった場合には役員に過料が科せられることになつておる。

この仕組みは国立大学法人においても適用されるものであるわけであります、もちろん、独立行政法人の中期計画に関する変更命令については、閣議決定において、法律上の要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、許可当時には予測できなかつた事情の変更等により、変更を命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限つて行う、こうなつておりますから、またこれは、恣意的な運用によって独立行政法人の自主性、自律性が損なわれないよう立行政法人においても、教育研究の特性に配慮しながら、またこれは、恣意的な運用によって独立行政法人の自主性、自律性が損なわれないよう立行政法人においても、教育研究の特性に配慮しながら、第三条をも踏まえて、教育研究の自主性が十分尊重される、このよう認識をいたしております。

国立大学法人化の具体的な制度設計について検討が行われました調査検討会議においても、このような独立行政法人制度における中期計画の仕組みを踏まえて議論がなされたわけでございまして、こうした変更に対して、変更命令を大臣が行う、これに従わなかつた場合の措置等々について、特に異論はなかつたというふうに承つております。

○石井(郁)委員 大分先の方まで御答弁いただい

臣が定めるということについて尋ねていたわけですが、もう計画の方まで入っていきまして、これはお聞きしようと思っていましたのであります。されども、その目標の部分で、戻りますけれども、その目標の部分で、今お話しのように、財政上の理由でこれはいかぬとかいいと言うこともあり得るということをちょっと示唆されましたので、私は、やはりそういうことは学問の自由、大学自治への介入だといふふうに思ふんです。だから、大臣が大学の目標を定めるということは、それ自身、教育基本法の第十条で言う「不当な支配」に当たらないのか。やはり、自主性、自律性を尊重すると言つんだつたら、こういう中期目標を大臣が定めるなどということは、これはあってはならない。絶対相入れないですよ。そのことを私は厳しく申し上げておきたいというふうに思います。

さて、それで、今副大臣が御答弁の中期計画なんですよ。今度、中期計画は、この法案によれば、大学がつくることになっています。しかし、大学がつくったものに対して大臣が認可を与えるんですね。また大臣のチェックが入るわけです。さらに、副大臣は、変更を命ずることができる。これは三十一条四項にあります。中期計画が適正かつ確実な実施上不適当と認めるときには、中期計画を変更すべき」とも命ずると。では、この変更の命に従わない場合、例えば、これは研究のことだ、譲れないというところでそれは研究のことだ、譲れないといふことになつてゐるかどうかを見るんだと。やはり予算を盾にとっているじゃないですか。

○石井(能)委員 結局のところ、運営交付金を国が出すので、だから、ちゃんと計画どおりやつてあるかどうかを見るんだと。やはり予算を盾にとっているじゃないですか。

それで、大学に対するここまで、目標を定め、計画を認可し、これは後で評価がありますけれども、評価をする、それで予算の配分にリンクさせる、こういう例は、本当に世界に例がありますね。この点は、私は昨年既に文科大臣に質問もいたしております、大臣も欧米諸国でも政府が大学に対して一方的に目標を指示するというような仕組みの例は見られないと御答弁されています。

それで、戻りまして、大学が今度計画を立てたものを、なぜ、その計画について文科大臣が認可をする、あるいは大学側からすると認可を受けなければならぬということになるのか、このことについても明確に御答弁ください。

○遠山国務大臣 国立大学法人が中期目標で明示された内容につきまして中期計画に基づいて実現していく上で、国は当該中期計画の実施を確実なものにする必要があるわけでございます。そのため、所要の運営費交付金等を措置することが求められています。このように、国立大学法人の策定する中期計画については国が一定の責務を負う、担うということになります。そのため、必要なものにする必要があります。国立大学法人制度においては、大学における教育研究の自主性を尊重するという観点から、

一つは、中期計画の基礎となります中期目標策定する段階であらかじめ国立大学法人の意見を聞いて、その意見に配慮する仕組みをとつております。ほかに、二つ目には、法律の運用に当たりまして、常に教育研究の特性に配慮しなければならない、これは通則法にない規定でございますが、そのように規定されているところでございまして、中期計画の認可に際しましても教育研究の自主性には十分に配慮すべきものと考えております。

先ほどフランスの例が出て、これは契約をされているという話がありましたのでちょっと一言申します。そこで、大学側からすると認可を受けたりましては、公平な評価の実施に十分意を用いてまいりたい、このように考えておる次第でござります。

○石井(郁)委員 これまで独立行政法人化された研究機関というものがございます。毎年、文部省に設置された独立行政法人の評価委員会における評価を受けています。私も見てみました。さらに、評価の問題を申し上げなければなりません。

この目標と計画どおりにいつているかどうか、教育研究が進んでいるかどうかというためにチェックを受ける仕組みとして評価が出ております。今度、国立大学法人評価委員会の評価を受けようということになるわけですが、この評価委員会の構成、評価委員会の評価内容、方法、基準等々を明確にしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○遠藤政府参考人 国立大学法人評価委員会に関します必要な事項は政令で定める、こうなつております。

ですから、これはこれからということなんですけれども、現在、各省に置かれております独立行政法人の評価委員会の例を見ますと、政令で定めている組織、構成といったような内容でございますが、委員の人数、任期、分科会の構成、所掌事務、その他議事運営に関する事項、こういったよ

な、委員につきましては、社会、経済、文化等の幅広い分野の有識者を含め、大学の教育研究や運営に関する高い識見を有する方々によって構成するということを考えております。人選に当たりましては、公平な評価の実施に十分意を用いてまいりたい、このように考えておる次第でござります。

○石井(郁)委員 これまで独立行政法人化された研究機関というものがございます。毎年、文部省に設置された独立行政法人の評価委員会における評価を受けています。私も見てみました。平成十三年度の業務の実績に関する評価が公表されております。その中で、一つ例を申し上げたまでは、公公平な評価の実施に十分意を用いてまいりたい、このように考えておる次第でござります。

○遠藤政府参考人 先行の独立行政法人につきましては、平成十三年度に発足しております。中期目標期間がまだ来ておりませんので、そういう意味での評価は行われていませんが、十三年度についてのいわば年度実績といいますか、そういう

面についての評価結果が公表されているわけでございます。

その基本的な評価方針につきましては、独立行政法人評価委員会で決めておりまして、中期計画の各項目ごとに、A、B、C、Aというのは中期目標を十分に達成した、Bというのは中期目標をおおむね達成した、Cというのは中期目標は十分に達成されなかつたというような段階的な評定をするとともに、あわせて、改善すべき項目等の留意事項を記述する、こういったような方針で行われているというふうに理解しておるわけでござい

ます。試験研究を業務とする独立行政法人につきましては、中期目標、中期計画に記載されております研究領域についての評価を行っておりますけれども、今委員から御紹介がありましたように、基本的に、それぞれの研究領域において計画に沿って研究が進捗をしているかどうか、そういう観点からの評価となつていて、こう承知をしております。

国立大学法人評価につきましては、その具体的な方針につきましては、これからできます国立大学法人評価委員会で検討されることになりますが、あくまでも、国立大学の特性を踏まえまして、国立大学法人の中期目標、中期計画のありようによ即しましてその達成状況を評価するということになると考えております。

○石井(郁)委員 大学の評価がどういうふうになるのかは、これからの大学の評価委員会で決めることだという話かと思います。

しかし、それで済むわけにいかない。やはり、事は学問の自由、大学の発展にかかる重大な内容を持っているわけですから、それを政令にゆだねた、法案が通つてからでなければこの政令は出てこない、これ自身がこの法案の欠陥だと私は思いますよ。法人の評価委員会はこういうものでありますというのを何で法案に書かないんですか。書けないんでじょう。だめですよ、これで

は。重大な問題を政令にゆだねている。これはこ

のまま審議するわけにいかないというふうに私は思っています。

だから、その政令の内容をここにきちんと出していただきか、あるいはこの法案のそういう欠陥性を認めていただきか、はつきりしていただきたいというふうに思います。

これは、委員長、いかがですか。

○古屋委員長 理事会で協議いたします。

○石井(郁)委員 このことにも関連いたしまして、きょうはちょっと総務省にもお願いしている

のですが、独立行政法人通則法第三十五条の準用

によって中期目標の期間の終了時の検討が行われるわけです。この通則法の三十五条というの

「主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び

業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」というふう

にあるんです。だから、組織のあり方、業務の全般にわたる検討、そして業務を継続させるかどうか

かということがありますので、その「所要の措置」というのは何を指しているのか、御説明いただきたいと思います。

○福井政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人の制度でございますが、これは、中期目標期間を一つの区切りといたしまして、定期的に組織、業務の見直しを行うということが制

度上の特徴となっております。これによりまして、社会経済情勢等を勘案しまして、行政主体が担う必要性が乏しくなった事務事業を廃止し、あ

るいは民営化等を行い、また時宜に応じた業務運営に改めるなど、機動的、彈力的な業務運営が行

われることとなるわけでござります。

お尋ねの独立行政法人通則法第三十五条でござりますが、主務大臣は、中期目標期間の終了時に

おきまして、独立行政法人の業務を継続させる必

要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全

般にわたる検討を行つたるわけでござります。

○遠山国務大臣 平成九年といいますと、大分前でございまして、その後に、平成十一年に閣議決議で、先ほど来お話ししておりますように、国立大学の法人化については大学改革の一環としてやるということで閣議決定されているわけでございま

して、お尋ねの所要の措置でございますが、その全般にわたる検討の結果を踏まえまして、法人としての存続の必要性、すなわち、廃止、民営化を含めまして業務、組織の見直しを行ふ、ある

ことは、この御意見であつたろうと思います。

今は、国立大学法人としてお願いをいたしておりまして、独立行政法人そのものではないわけでございまして、この御議論で展開されております

さまざまな御疑惑というものは、私は、今は解消した形で、より大学の本質を発展させていくのにふさわしい設置形態であるということで御提案し

させていただくわけですが、独立行政法人じゃなくして国立大学法人だからいいのですということにはならないですよ。名前を変えているだけではな

いですかという批判も、反論もありますよ。

最後に、私は、こういう日本の大学のあり方、

そして、学問の自由、大学の自治にとって重大な内容を持つ本法案でございますが、国立大学協会の合意は得ているのでしょうか、どうなんですか。

○石井(郁)委員 この点もこれからじっくり議論

させていただくわけですが、独立行政法人じゃなくして国立大学法人だからいいのですということにはならないですよ。名前を変えているだけではなくて、一九九七年の十月、当時、町村文部大臣が記者会見をされていまして、国立大学の独立行政法

人化には反対を表明されたんですね。こういうふうに言われました。

文部大臣が三～五年の目標を提示し、大学がこれに基づき教育研究計画を作成、実施する仕組み、及び計画終了後に、業務継続の必要性、設置形態の在り方の見直しが制度化される仕組みは、大学の自主的な教育研究活動を阻害しないことは、各大学の特色を失わせ、現在進めて

いる大学の個性化に逆行する

また、効率性の観点から一律に大学を評価することは、各大学の特色を失わせ、現在進めて

いる大学の個性化に逆行する

ことは、結びつくものではない

また、効率性の観点から一律に大学を評価す

ることは、各大学の特色を失わせ、現在進めて

いる大学の個性化に逆行する

また、効率性の観点から一律に大学を評価す

ることは、各大学の特色を失わせ、現在進めて

いる大学の個性化に逆行する

また、効率性の観点から一律に大学を評価す

ることは、各大学の特色を失わせ、現在進めて

いる大学の個性化に逆行する

また、効率性の観点から一律に大学を評価す

恐らく、その平成九年の町村文部大臣が御発言された時代は、独立行政法人そのものの方にのみ、中期目標の設定なし中期計画の認可、さらには法人の長等の人事などに反映させるということをもちまして、所要の措置というふうに理解をしております。

さまざまの御疑惑というものは、私は、今は解消

した形で、より大学の本質を発展させていくのにふさわしい設置形態であるということで御提案し

させていただくわけですが、独立行政法人じゃなくして国立大学法人だからいいのです

ふさわしい設置形態であるということで御提案し

させていただきます。

○石井(郁)委員 この点もこれからじっくり議論

させていただくわけですが、独立行政法人じゃなくして国立大学法人だからいいのです

ふさわしい設置形態であるということで御提案し

させていただきます。

○遠山国務大臣 国立大学協会ないし国立大学の方々とは、従前から綿密な連携をとってまいっておりまして、二月二十四日の国立大学協会理事会において、法案の基本的な枠組みについては十分な理解を得ていてと考えております。

また、その後、法案を準備いたしまして国会に提出した後に全国で行われました各地域での国立

大学長会議におきましても、特段の異論は出なかつたところでござります。

○石井(郁)委員 問題を乗りかえないとださ

い。文科省はいつもそういうやり方なんですよ。

各プロックごとに文科省として法案を説明しま

たということで言いますけれども、私は伺つてい

ます。国立大学協会としては、一つの組織体で

す。大学の学長の集合体、もう言うまでもあります。そういう協会の合意をちゃんと得ているの

ですかというふうに伺つたんです。どうですか。

○遠山國務大臣 法案の基本的な枠組みについて、十分理解を得ております。

それで、その基本的な枠組みにおいて、学部、研究科それから附置研究所について、文部科学省令で定めるとしておりましたけれども、この法案では、これについて特に規定していない。省令にもしないで、それぞれの大学が自律的にやるようになります。まさにこれは大学にとってはやりやすくなるわけですが、これだけが変わったわけですが、この点については、先ほどのようにございまして、この点については、先ほどのように、各地区での説明会において特段の異論はなかったところでございます。

○石井(能)委員 国立大学協会は、一月二十四日に理事会を開いて、この段階では、概要についての一定の了解を得たということあります。法案の閣議決定は二十八日じゃないですか。法案そのものについてのきちんとした組織的な議論をしていないんです。ここは同意を得ていいというふうにございました。

その上で、もう時間ですけれども、この間、最終報告が昨年三月に出て、そしてようやく、年が明けて概要で、法案が日の目を見たのは一月二十八日ということですけれども、随分内容で違つているところがあります。

先日、私は、国大協の石副会長にお会いしました。法案の概要と法案の食い違いも問題になつてゐるところが、やはり国大協の中では意見が割れていた。それで、こういふ重要な問題で、国大協は六月の総会で取りまとめるということも言つてゐました。それで、こういふ重要な問題で、国大協の石副会長にお会いしました。法案が日の目を見たのは一月二十八日ということですけれども、随分内容で違つているところがあります。

○古屋委員長 山内恵子君。
○山内(惠)委員 社民党中央委員会の山内恵子です。

この法案について皆さん質問なさつてある中

に、なぜ法人化をしなければならないかというこ

とを質問していますけれども、なかなか納得でき

るような内容ではないと私も答弁をお聞きして思つていました。この法案の第一条に目的が書いてありますね、「この法律は、大学の教育研究に

対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために大学を法人化していくんだ。

この文章をあえて読み直しますと、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえていない、こたえていないというのがこの文章、だからこそ法人化するんだよ。このことについて、なぜ国民の要請にこたえてこなかつたのか、それから、国民の要請は何だというふうにお考へになつてゐるのか、この二点について、先にお聞かせください。

○遠藤政府参考人 条文の中に、「国民の要請においてこたえるため」に大学を法人化していくんだよ。このことについて、なぜ国民の要請にこたえてこなかつたのか、それから、国民の要請は何だというふうにお考へになつてゐるのか、この二点について、先にお聞かせください。

○遠山國務大臣 私は、日本の大学は、国立、公立、私立、それぞれその設置形態あるいは歴史においてさまざままでござりますし、また大学はそれぞれ大変努力をして今日まで来てもらつていて思ひます。しかし、これから日本を担う際に、日本は人材しかなんですね。その人材を最終的に責任を持って教育するのが大学であります。その大学が本当に国民の期待にこたえる中身になつてゐるかどうか、これについては、私は随分、国民にも、皆が満足するような状況ではないというふうに思ひます。

それはなぜかといえば、本当にすぐれた人材を、きちっとしたカリキュラムで、きちっとした指導方法により、きちっとしたねらいを持って教育されているのかどうか、そこを卒業した人たちには本当に社会の役に立つてゐるかどうか、あるいは、すぐれた研究を、実際に役立つような研究も含めて、真理の探求において本当に底力を持っています。そのときびっくりしたんですね。その意味で、先ほどのお言葉の中にあります。

○山内(惠)委員 先ほど佐藤委員にお答えになつた幾つかのことをお聞きしながら、なおのこと私は疑問に思いました。

國立大学というのは、今の文科省がしっかりかわっている國立大学ですから、それでだめだった、だから今度法人化するんだということですね。その意味で、先ほどのお言葉の中にあります、教授会自治でやつてきたので改革がおくれた。そのときびっくりしたんですね。その意味で、先ほどのお言葉の中にあります。

○遠山國務大臣 先ほど申し上げましたのは、私は言葉を選んで御説明したつもりでございますが、國立大学に対するさまざまな批判もあり、國立大学の教員自身がみずから反省をしてあるようです。そこで、その一つとして申し上げたわけですが、その一つとして端的に示した、こういうことでございました。

○遠山國務大臣 先ほど申し上げましたのは、私は言葉を選んで御説明したつもりでございますが、國立大学に対するさまざまな批判もあり、國立大学の教員自身がみずから反省をしてあるようです。そこで、大学の意思決定についてのいろいろな問題点も指摘されているとおりでござります。

それらは、各大学において、近年かなりの改善が図られてきていると思います。特に一九九〇年

代以降の大学改革において、カリキュラムの改善なりあるいは大学の意思決定の仕方であるなり、改革が進んでまいりますけれども、それらをさらに加速するために、そして、大学の力というものをさらにパワーアップするための今回の法案であるということは、繰り返し御説明しているとおりでございますが、まさにそのことをねらいとして法案を御審議していただいているわけでございます。

○山内(恵)委員 国立大学ですから、文科省がかわる。私は先ほどびっくりしたんですね。教授会自治で改革がおくれている、それで、民間的発想を取り入れて大学が社会に開かれた方向に行くように、内に閉じこまるのではなくて、大学が社会に開かれたものになるように。私は、大学が社会に開かれる方向に行っていただきたい、それは今まで、どのような要請をするかで開かれしていくものになるというふうに思っています。開かれていないと考えていらっしゃる部分についてはもっと開こうという趣旨は賛成ですが、教授会の自治でやつてきたから開かれなかつたという考え方には基本的に私は反対です。

次に、「この文言の続きの中にあるんですけども、「高等教育及び学術研究の水準の向上」と」の次です、「均衡ある発展を図るため」という、この「均衡ある発展」というのはどういうことをイメージしておっしゃっているのか、これも大臣、お聞かせください。

○古屋委員長 遠藤局長。(山内(恵)委員 大臣にお聞きしたんですけれども」と呼ぶ)

○遠藤政府参考人 条文でございますので、私たちお答えさせていただきたいと思います。(山内(恵)委員 大臣に質問しているんです」と呼ぶ)

○古屋委員長 遠藤局長に答弁をいただきます。(発言する者あり)

御静粛に願います。

○遠藤政府参考人 国立大学法人法第一条に規定しております「均衡ある発展」とは、学部教育と大学院教育とのバランス、学問分野間のバランス、地域間のバランスなど、多様な観点からのバランスを保ちながら、我が国高等教育及び学術研究を発展させるという国立大学が果たすべき役割を表現したものでございます。

国立大学はこれまでこうした役割を担ってきていますところでございますが、このたびの法人化は、これらの役割が一層發揮されることを目指すものであることから、「均衡ある発展」という文言を国立大学法人法の目的規定に明確に位置づけることとしたものでございます。

○山内(恵)委員 質問取りのときには、申しあげたんですけども、私は大臣一人に全部お聞きしたいと思っているんです。でも、ちょっとサビスとして担当者にいていただきてもよろしいと

いうことで、私は部分的にしていただきたいと申し上げたんです。ですから、答弁されるのが悪いとは申しませんが、私は、ここは大臣のお答えをお聞かせいただきたかったんです。先ほど佐藤委員にお答えしていることと関連があるから、ぜひお聞かせいただきたかったんです。

大臣にこれをもう一度聞きます。何と何の均衡ある発展をお考えですか。

○遠山国務大臣 局長がお答えしたとおり、三点でございます。

○山内(恵)委員 済みません、繰り返して言っていただけませんか。

○遠山国務大臣 一つは、学部教育と大学院教育とのバランス、二つ目には、学問分野のバランス、三つ目には、地域間のバランスでございます。

○山内(恵)委員 恐れ入ります、大臣、今お答えください。

○遠山国務大臣 一つは、学部教育と大学院教育とのバランス、二つ目には、学問分野のバランスといまして、その意味で、大学院教育の中核を担っている国立大学がその役割というものを果たしていく必要がありますという考え方でございます。もちろん、それは、学部教育とのバランスというのも保ちながらやっていくことですね。

それから一番目に、学問分野のバランスといいます。学部と大学院のバランスというのはどう

いふことですか。

○遠山国務大臣 学部と大学院というのは、それぞれの大学の目的なりあるいは発展の経緯なりにあります。そのため、そのバランスといいますか比重といふものは、それぞれあると思いますけれども、特に国立大学の場合には、理工系の大学院を中心としまして、日本の理工系の人才培养なり研究という方に大変な役割を果たしてまいっているわけでございます。

それぞれの大学によって違うわけでございます。

けれども、そうした学部教育と大学院の教育及び研究といったもののバランスがしっかりとれていくようになれば、法人化することによって、それが何か激しく変化したり、それから何らかの影響を受けたりということではなくて、均衡あるという意味で、法人化することによって、しっかりと考えた上でやつてほしいという趣旨が入っているわけでございます。

○山内(恵)委員 それは、学部が理工系だったり、大学院も理工系という意味では連携をとれということです。今おっしゃっているんですか。

それで、学問のバランスというの一体どういうバランスなんですか。それから、地域間のバランスというのも、この一点、もうちょっとお聞かせください。

大臣にこのことをもう一度聞きます。何と何の均衡ある発展をお考えですか。

○遠山国務大臣 日本の大学すべてがトップクラスというのなかなか難しいと思いませんけれども、日本の大学の、特に国立大学の中には、今申し上げたような、理工系を中心とする学術研究の拠点となっているような大学があるわけでございまして、そういうところはますます輝いてもらいたいという意味において、国際的にも競争力を持つ大学ということへの発展の契機となつてほしいという趣旨でお話をいたしました。

○山内(恵)委員 その世界のトップクラスに肩を並べるような人たちには、全国に同じようについているのが難しいと今御自身でもおっしゃいました。

しかし、さっきから何度もおっしゃっているけれども、全国バランスとれたということを主張するにしては、これは、トップクラスの人たちが育つような大学にはやはり財政的にも優遇していくという発想があるとしたら、この文言は飾りのためには書いたのかと本当に言いたくなるような文言なんですが、次の問題に進んでいきたいと思ひます。

大臣のお言葉にも何回もありましたけれども、第三条の分野に関していえば、自主性、自律性に配慮をする必要があることから、この三条は「教育研究の特性に常に配慮」と。これがなぜ尊重でないかという追及が午前中ありましたけれども、教育研究の特性ということは、どのような意味を込めて配慮するのか、尊重するのか。教育研究の特性についてお聞かせください。これも大臣、お願いします。

○遠山国務大臣 私はそれほど難しいことを言っているわけございませんで、教育研究の持つて

いる機能といいますものは、非常に人間の知にかかるものであり、人格の完成にもかかるものであって、大変大事なものである。それは、単純な、量的な、あるいは数値的な目標なしに基準に照らしてはかり得るものではない。そのような特

性を備えている機能というものを十分に發揮してもらおう、そういう趣旨でございます。

○山内(恵)委員 語られるときに、自主性、自律性を配慮するということがあるからこそ教育研究

の特性に常に配慮するというお言葉が続いているんだと思うんですね。その意味でいえば、学問の

研究には自主性、自律性は欠かせないとということ

だというふうに、その意味での教育研究の特性だということで押さえてよろしいですか。

○遠山国務大臣 教育研究が自主性、自律性とい

うことのみで律し得るような問題ではもちろんないと思います。教育研究というのは、より真理探

究でありますとか、あるいは本当の人間の知の進展にかかるようことでございますから、単に

自主性、自律性ということだけを標榜していくも

すぐれた教育研究というのはできないとは思いま

すけれども、ただ、それぞれの教育の作用ないし

研究の作用という中において、それに携わる人たちの自律性なり自主性というものが本当に發揮さ

れない、真にすぐれた教育研究というのはなかなかやりにくいと思います。

もちろん、特に教育という面におきましては、単に教員の自主性、自律性だけで満足できる教育ができるものではなくて、過去の知識の蓄積の上に、それぞれの教員の持つてある知識、技能を加味して教育というものがなされるべきだとは思いますけれども、しかし、そのプロセスにおける教育に当たる者あるいは研究に当たる者の主体性というものは、十分に配慮されなくてはいけないと

思います。

○山内(恵)委員 国立大学と私学の違いということを先ほど何度も言わせていましたけれども、私

なりに考えると、国立大学の役割というのは、ま

ず何よりも教育研究を担うことにあると思うんで

すね。その意味で、自律的でなければならない

し、自主的でなければならない。そう考えると

き、経営というものはそれを支援する関係だと考

えるんですが、それはいかがですか。

○遠山国務大臣 大学というのは一つの教育研究

の組織体でございまして、大きな組織体でもござ

います。それには、組織を運営していく、あるいは

は管理をしていく、その意味で一つのマネジメン

トの主体としての機能というものが大変重要な

なっています。そのためには、例えば、学長を中心とした学内体制を確立して全般的な視点から

の戦略的な経営を行います上で民間のマネジメン

トの手法を導入したり、あるいは、学生や地域社会といった要求側の視点を大学運営に取り入れて

いくことで柔軟で多様な発想というものを大学運営に生かしていく、そういうことが期待されるも

のであります。

○山内(恵)委員 ツップマネジメント手法の導入などという言葉が使われているように、この民間

の、学外の方を導入することで経営がうまくいく

だろう、それから利潤もうまくいくだろう、はつきり言つて、金もうけの上手な人に入つていただきたいと。

私は、ある意味では、どんな企業のイメージを

持つていらっしゃるか、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○遠藤政府参考人 法人化に伴いまして、これまで以上に国立大学は経営という発想が大事になつ

ていけるわけだと思います。どちらかというと、これまで大学にはそういう専門家が少なかったとい

うこともございまして、財務とか経営とか労務とか、これから本当に法人化に伴つて必要になるよ

うなことを期待していらっしゃるのでしょうか。

うなことをやつていただく、あるいはその審議で

していただくというような意味において、例えば

企業の方とかあるいは私学経営をやつていらっしゃった方とか、いろいろなそういう面で経験の

ある方に学外からの理事とかあるいは経営協議会の委員という形で入つていただくということを考えておるわけでございます。

○山内(恵)委員 どんな企業をモデルとしているのかという趣旨で今お聞きしたんですけれども、

民間、学外の方に対しても相当プラス思考で考えて

いらっしゃると思うんです。民間の方を入れれば改善を図っていくことが大変重要であるわけであ

ります。その際には、学外の理事とかあるいは経

営協議会の学外委員などの学外経験者の知見とい

うものが大いに役立つのではないかと考えている

わけでありまして、具体的には、例えば、学長を

中心とした学内体制を確立して全般的な視点から

の戦略的な経営を行います上で民間のマネジメン

トの手法を導入したり、あるいは、学生や地域社会といった要求側の視点を大学運営に取り入れて

いくことで柔軟で多様な発想というものを大学運営に生かしていく、そういうことが期待されるも

のであります。

○山内(恵)委員 トップマネジメント手法の導入などという言葉が使われているように、この民間

の、学外の方を導入することで経営がうまくいく

だろう、それから利潤もうまくいくだろう、はつきり言つて、金もうけの上手な人に入つていただきたいと。

私は、ある意味では、どんな企業のイメージを

持つていらっしゃるか、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○遠藤政府参考人 法人化に伴いまして、これまで

以上に国立大学は経営という発想が大事になつ

ていけるわけだと思います。どちらかというと、こ

れまで大学にはそういう専門家が少なかったとい

うこともございまして、財務とか経営とか労務とか、これから本当に法人化に伴つて必要になるよ

うなことを期待していらっしゃるのでしょうか。

うなことをやつていただく、あるいはその審議で

していただくというような意味において、例えば

企業の方とかあるいは私学経営をやつていらっしゃった方とか、いろいろなそういう面で経験の

ある方に学外からの理事とかあるいは経営協議会の委員という形で入つていただくということを考えておるわけでございます。

○山内(恵)委員 どんな企業をモデルとしているのかという趣旨で今お聞きしたんですけれども、

民間、学外の方に対しても相当プラス思考で考えて

いらっしゃると思うんです。民間の方を入れれば改善を図ていくことが大変重要であるわけであ

ります。その際には、学外の理事とかあるいは経

営協議会の学外委員などの学外経験者の知見とい

うものが大いに役立つのではないかと考えている

わけでありまして、具体的には、例えば、学長を

中心とした学内体制を確立して全般的な視点から

の戦略的な経営を行います上で民間のマネジメン

トの手法を導入したり、あるいは、学生や地域社会といった要求側の視点を大学運営に取り入れて

いくことで柔軟で多様な発想というものを大学運営に生かしていく、そういうことが期待されるも

のであります。

これは直接学校の管理とは違いますけれども、民間と言えば皆さんすごくプラス思考に考えていらっしゃるけれども、大学の運営に当たって、教育に関してほとんどわかっていない方が来るのか、わかっている方が来るのかわかりませんけれども、経営を考えるとしたら、経営の主体者が自己性を持たない限り、大学の経営は成り立たないと思うんですね。例えば、この大学を売り出そうという形でP.R.をしていくにしても、この研究がどんな意味があるかというようなことをわかつている状況じゃなければだめじゃないでしようか。その意味で、学問の自由をどう保障していくかということを考えられる人にやはりやっていたかなければならないと思うんですね。

今回のお言葉の中に、教授会自治を大変否定するような大臣の言葉があつたんすけれども、從来の教授会と役員会の関係はどういう関係にあるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 教授会でござりますけれども、今回、この国立大学法人法におきましては、各法人の自主性、自律性を高め、自己責任の拡大を図るという観点で、なるべく内部組織については法人の裁量にゆだねるということで、この国立

大学法人法には教授会の規定は置いておりません。

ただ、学校教育法で、大学には教授会を置く、

こういうことでございますから、教育研究

としては、従来と同様、学部あるいは研究科等の教

育課程の編成に関する事項とか、学生の入学、卒業、学位の授与等に関する事項等々、教育研究に

関する重要な事項を審議するという形で法人化後もここに置かれるだろう、こう思っております。

一方、役員会でございますが、これは学長、理事事等から構成されまして、全学的な視点から重要な事項の審議を行なうということになっておるわけ

でございまして、教授会とはちょっと役割が違う、こういう形になつております。

○山内(恵)委員 教授会といふのは学校教育法の五十九条にあるということは知つていたんです

が、驚いたのは、この参考資料の中にある五十

九条は抜いてあるんですね。これは、今回の国立

大学法人法案の中には教授会の位置づけは全く見

えないんですね。教授会こそ、大学の人たちの重

要なことを、言つてみれば、学問研究も含めてわ

かっていらっしゃる方たちが教授会にいるわけで

すから、この存在というものは大変大きなものだと

思いますが、それとも、これをなくしていきたいかの

ようない回の組織図ではないですか。どのような

役割をなさるんですか。では、これは大臣じゃな

くて、遠藤局長で結構です。

○遠藤政府参考人 全学的な教育研究にかかる審議をする機関としまして教育研究評議会というものが置かれるわけでございますが、学部あるいは

研究科、そういう単位で恐らく、これも大学が決めるところでござりますので違う形ということも

あり得るわけでござりますけれども、そういう形で教授会が置かれ、そして、先ほど申しましたよ

うな、教育に関する事項につきまして審議をする機関として機能していくんだろう、こういうふうに思つております。

○山内(恵)委員 教授会といふのはほとんどないがしろにされていくんじゃないですか。教育研究

に特化してと言われているんですけど、この

大学はどんな研究を進めていくかというような

ことを大学で生かしていく重要な場所にないじゃないですか。役員会が一番トップのところにある

んですよ。そして、経営協議会。やはり力関係

が、はつきり言って教授会より上じやないですか。そういう形にすることによって、大学で研究

をしている人たちの存在が随分ないがしろにされ

ていいていると私はこれを読み取りました。

○遠藤政府参考人 学長選考会議のメンバーにつ

きましては今回の法律で決めておりまして、経営

協議会のメンバー、これは経営協議会は学外の委

員が半数以上と学内の人とで構成されますけれど

する一般教職員は全く関与できないのかどうか、お聞かせください。

○遠藤政府参考人 最初に、学長の任命をなぜ大

臣が行うかということでお聞きしますけれども、独

立行政法人は、いわば国の業務を国の財政支出の

もとで行うというのもでござりますから、その実

施に責任を負う法人の長についても主務大臣が任

命する、こういう仕組みになつております。

国立大学法人につきましても、国立大学として

果たすべき業務を公財政支出に支えられて行うと

いう点につきましては通常の独立行政法人と同様

でござりますので、学長を文部大臣が任命すると

いうことにしておりますが、国立大学法人制度の

もとでは、大学の自主性、自律性の尊重という観

点から、学長につきましては、学内に置かれます

学長選考会議において選考しまして、その申し出

に基づいて文部大臣が任命する、こういう独立行

政法人とは違う仕組みにしているところでござい

ます。

それから、一般的な教職員の方が学長の選考に全

く関与でできないか、こういうことでござりますけ

れども、先ほど申しましたように、まず学内で学

長を選ぶ際には、学長選考会議が置かれまし

ます。

そこで選ぶと同時に選考の手続も決めるとい

うでござります。したがいまして、その選考手続

の一環として、学長選考会議の判断によりまし

て、何らかの形で学内者からの幅広い意向聴取を

行なうことはあるというふうに考えていくところ

でござります。

○山内(恵)委員 自主性、自律性を大事にする、

形をとるかどうかを含めて、それをすべて学長選

考会議、大学法人の方で決めていただく、こうい

うことになつておるわけでござります。

○山内(恵)委員 自主性、自律性を大事にする、

このように前におっしゃつていますね。四月三日

でしたか、本会議場での大臣の言葉の中に、「憲

法上保障されている学問の自由に由來する大学の

自治の基本は、教員の人事を大学自身が自主的、

自律的に行なうことにある」、そのように考へると

答弁なさつておるんですね。そのことで考へれ

ば、今のこの決め方というのは、それに大変矛盾

すると思います。大学の構成員である一般教職員

の意思が最大限尊重されるようなシステムこそ、

特に選挙こそ、重要な民主的なやり方だと思いま

す。

その意味では、その精神は教育公務員特例法に

体現化されていると思います。その意味で、大学

の教員に教特法を適用するべきと考えます

が、このことについて最後にお返事いただきたい
と思います。

○遠藤政府参考人 教育公務員特例法につきまし
ては、一般の公務員法の特例が教育公務員特例法
でございまして、今回、国立大学法人の教職員に
つきましては、非公務員ということでございます
ので、公務員法も教育公務員特例法も適用がなく
なる、こういうことでございます。

○山内(憲)委員 さまざまな問題が見えてきまし
た。その意味で、次にまたつないでいきたいと思
います。問題があるということを指摘して、終わ
りたいと思います。

○古屋委員長 次回は、来る二十三日水曜日午後
零時五十分理事会、午後一時委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

第一類第六号

文部科學委員會議錄第九号

平成十五年四月十六日

平成十五年四月二十五日印刷

平成十五年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B